

マレーシア

特許法

2006 年法律 A1264 により改正された 1983 年法律 291

2006 年 8 月 16 日施行

目次

第 I 部 序

第 1 条 簡略名称, 施行及び適用

第 2 条 適用の範囲

第 3 条 解釈

第 II 部 特許委員会

第 4 条-第 7A 条(削除)

第 III 部 運営

第 8 条 登録官, 副登録官及び登録官補

第 9 条 特許登録局

第 9A 条 審査官

第 10 条 特許情報サービス

第 IV 部 特許性

第 11 条 特許を受けることができる発明

第 12 条 「発明」の意味

第 13 条 特許を受けることができない発明

第 14 条 新規性

第 15 条 進歩性

第 16 条 産業上の利用

第 IVA 部 実用新案

第 17 条 定義

第 17A 条 出願

第 17B 条 特許出願の実用新案証出願への変更及びその逆の変更

第 17C 条 同一発明に関して, 特許及び実用新案証の両方の付与を受けることはできない

第 V 部 特許を受ける権利

第 18 条 特許を受ける権利

第 19 条 特許出願又は特許の裁判による譲渡

第 20 条 従業者によって又は委託に従って行われた発明

第 21 条 公務員による発明

第 22 条 共同所有者

第 VI 部 出願，付与を求める手続及び存続期間

第 23 条 出願要件

第 23A 条 居住者による出願は最初にマレーシアにおいて行われるべきこと

第 24 条 出願手数料

第 25 条 出願の取下

第 26 条 発明の単一性

第 26A 条 出願の補正

第 26B 条 出願の分割

第 27 条 優先権

第 27A 条 優先日

第 28 条 出願日

第 29 条 予備審査

第 29A 条 実体審査又は修正実体審査の請求

第 30 条 実体審査及び修正実体審査

第 30A 条 マレーシアに損害を及ぼす虞のある情報の公表禁止

第 31 条 特許の付与

第 32 条 特許登録簿

第 32A 条 信託の通知は登録してはならない

第 33 条 登録簿の査閲及び認証謄本

第 33A 条 登録簿の認証謄本又は抄本等は裁判所において証拠として認められる

第 33B 条 登録簿の修正

第 33C 条 裁判所は登録簿の更正を命じることができる

第 34 条 ファイルの閲覧

第 35 条 特許の存続期間

第 35A 条 消滅特許の回復

第 35B 条 出願人又は特許登録局による国際調査請求

第 VII 部 特許所有者の権利

第 36 条 特許所有者の権利

第 37 条 権利に関する制限

第 38 条 先の製造又は使用から生じる権利

第 VIII 部 特許出願及び特許の譲渡及び移転

第 39 条 特許出願及び特許の譲渡及び移転

第 40 条 特許出願又は特許の共同所有

第 IX 部 ライセンス契約

第 41 条 ライセンス契約の意味

第 42 条 登録簿への記載

第 43 条 実施権者の権利

- 第 44 条 実施許諾者の権利
- 第 45 条 ライセンス契約の中の無効な条項
- 第 46 条 特許が付与されなかった特許出願又は無効と宣言された特許の効果
- 第 47 条 ライセンス契約の期間満了，解除又は無効

第 X 部 強制ライセンス

- 第 48 条 定義
- 第 49 条 強制ライセンスの申請
- 第 49A 条 特許の相互依存を理由とする，強制ライセンスの申請
- 第 50 条 強制ライセンス付与の請求
- 第 51 条 会社による決定
- 第 52 条 強制ライセンスの範囲
- 第 53 条 強制ライセンスに関する制限
- 第 54 条 強制ライセンスの修正，取消及び放棄

第 XI 部 特許の放棄及び無効

- 第 55 条 特許の放棄
- 第 56 条 特許の無効
- 第 57 条 無効の適用日及び効果

第 XII 部 権利侵害

- 第 58 条 侵害とみなす行為
- 第 58A 条 非侵害とみなす行為
- 第 59 条 侵害訴訟
- 第 60 条 差止命令及び損害賠償額の裁定
- 第 61 条 実施権者及び強制ライセンスの受益者による侵害訴訟
- 第 62 条 非侵害の宣言
- 第 62A 条 第 23A 条に違反する出願
- 第 62B 条 登録官の指令に違反する，情報の公表

第 XIII 部 違反行為

- 第 63 条 登録簿の偽造，その他
- 第 64 条 特許である旨の無権限の主張
- 第 65 条 特許出願中である旨の無権限の主張
- 第 66 条 「特許登録局」という名称の濫用
- 第 66A 条 無登録者が特許代理人として業務等を行うこと
- 第 67 条 会社による違反行為

第 XIV 部 執行に関する権限

- 第 68 条 この部に基づく権限の行使に関する公務員の授権
- 第 69 条 逮捕権限

- 第 70 条 令状による搜索
- 第 71 条 差押物件の一覧
- 第 72 条 差押物件の返還
- 第 73 条 調査権限
- 第 74 条 証人尋問
- 第 75 条 証拠としての陳述の容認
- 第 76 条 搜索等に対する妨害
- 第 77 条 訴追
- 第 78 条 下位裁判所の管轄権

第 XIVA 部 特許協力条約に基づく国際出願

- 第 78A 条 解釈
- 第 78B 条 出願
- 第 78C 条 受理官庁としての特許登録局
- 第 78D 条 指定官庁としての特許登録局
- 第 78E 条 選択官庁としての特許登録局
- 第 78F 条 国際出願をする資格がある者
- 第 78G 条 国際出願の提出
- 第 78H 条 (削除)
- 第 78I 条 (削除)
- 第 78J 条 (削除)
- 第 78K 条 国際出願の処理
- 第 78KA 条 手数料
- 第 78L 条 国際調査機関
- 第 78M 条 国際予備審査機関
- 第 78N 条 国際出願の国際公開及びその効果
- 第 78O 条 国内段階への移行
- 第 78OA 条 回復
- 第 78P 条 (削除)
- 第 78Q 条 国際出願の国内出願への変更

第 XV 部 雑則

- 第 79 条 特許出願を補正する登録官の権限
- 第 79A 条 特許を補正する登録官の権限
- 第 80 条 前記以外の登録官の権限
- 第 81 条 裁量権の行使
- 第 82 条 期間の延長
- 第 83 条 特許登録局の過失を理由とする期間の延長
- 第 83A 条 登録官による証明
- 第 84 条 政府の権利
- 第 85 条 登録官による特許付与の拒絶

第 86 条 特許代理人
第 87 条 規則
第 88 条 上訴
第 89 条 廃止規定及び留保規定
第 90 条 経過規定

第 1 附則 [第 7 条] (削除)

第 2 附則 [第 17A 条]

改正一覧(省略)

第I部 序

第1条 簡略名称、施行及び適用

(1)本法は、1983年特許法として引用することができ、かつ、大臣が官報による通知をもって指定する日から施行する。

(2)本法は、マレーシアの全領域に適用する。

第2条 適用の範囲

本法は、本法の施行後になされる特許出願及び当該出願に基づいてなされる特許の登録に適用する。

第3条 解釈

本法において、文脈上別段の解釈を必要とする場合を除き、用語の意味を次のとおりとする。

「指定日」は、2002年マレーシア知的所有権公社法〔法律617〕において当該表現に付与されているのと同じ意味を有する。〔法律A1137:s.2による挿入〕

「登録官補」とは、第8条(2)又は(3)に基づいて登録官補に任命された者又は任命されたとみなされる者をいう。〔法律A1137:s.2による挿入〕

「授権公務員」とは、第68条に基づいて授権された公務員をいう。

「委員会」〔法律A1137:s.2による削除〕

「公社」とは、2002年マレーシア知的所有権公社法に基づいて設立されたマレーシア知的所有権公社をいう。〔法律A1137:s.2による挿入〕

「裁判所」とは、高等裁判所又はその裁判官をいう。

「副登録官」とは、第8条(2)又は(3)に基づいて副登録官に任命された者又は任命されたとみなされる者をいう。〔法律A1137:s.2による挿入〕

「従業者」とは、雇用契約に基づいて働いている若しくは働いていた者、又は個人又は組織の下に若しくはこれらのために雇用されている者をいう。

「使用者」とは、従業者との関連においては、従業者を雇用している又は雇用していた者をいう。

「審査官」とは、第9A条に基づき、公社によって任命された人、政府の部局、構成単位、組織、又は外国の若しくは国際的な特許庁又は組織をいう。〔法律A1137:s.2による代替〕

「出願日」とは、第28条に基づき、登録官により出願日として記録された日をいう。〔法律A863:s.2による挿入〕

「大臣」とは、現に知的所有権に関する責任を負っている大臣をいう。〔法律A1137:s.2による挿入〕

「その特許の所有者」又は「ある特許の所有者」とは、現に登録簿に特許の被付与者として記録されている者をいう。〔法律A863:s.2による挿入〕

「特許発明」とは、特許を付与されている発明をいい、「特許方法」は、これに準じて解釈されるものとする。

「特許製品」とは、特許発明である製品、又は、特許方法に関しては、その方法によって直接に生産された製品若しくはその方法が適用された製品をいう。

「所定の」とは、本法に基づいて制定された規則に定められていることをいう。〔法律

A863:s.2 による挿入]

「優先日」とは、第 27A 条に定められている日をいう。[法律 A863:s.2 による挿入]

「方法」(process)は、技芸(art)又は方法(method)を含む。[法律 A863:s.2 による挿入]

「製品」とは、有形物をいい、機器、物品、装置、設備、手工芸品、器具、機械、物質及び組成物を含む。[法律 A863:s.2 による挿入]

「登録簿」とは、本法に基づいて管理される特許登録簿及び実用新案証登録簿をいう。[法律 A648:s.2 による改正]

「登録官」とは、第 8 条(1)により任命された特許登録官をいう。[法律 A863:s.2, 法律 A1137:s.2 による改正]

「権利」とは、特許出願又は特許との関連においては、特許出願又は特許に関する利害を含み、かつ、特許における権利というときは、前記規定を損なうことなく、特許における持分を含むものとする。

第II部 特許委員会

第4条-第7A条 [法律 A1137:s. 3 による削除]

注記：第 II 部によって設立された特許委員会は解体される。指定日直前に、解体される委員会によって審査官として任命されていた者は、引き続きその職に留まるものとし、本法の適用上は、第 9A 条に基づいて任命されているものとみなす。

第III部 運営

第8条 登録官、副登録官及び登録官補

(1) 会社の総裁は、特許登録官とする。

(2) 会社は、会社が決定する条件に基づいて、会社が雇用している者の中から、本法の適正な運営に必要な数の特許副登録官、特許登録官補及びその他の職員を任命することができ、かつ、そのように任命された、又は(3)に基づいてそのように任命されたとみなされる者の任命を取り消すことができる。

(3) 指定日前に、本法に基づく副登録官、登録官補及びその他の職員としての職務を有していた者であって、マレーシア政府から会社の従業者として勤務することについての選択権が与えられ、かつ、そのような選択をしたものは、指定日に(2)に基づく副登録官、登録官補及びその他の職員として任命されたとみなす。

(4) 登録官の一般的指示及び監督並びに登録官が課す条件又は制限に従うことを条件として、副登録官又は登録官補は、登録官の本法に基づく権能を行使することができ、かつ、本法により登録官が行うこと又は署名することを指定され、許可され又は義務付けられている事柄は、副登録官又は登録官補が行い又は署名することができ、また、副登録官又は登録官補による行為又は署名は、登録官が行った又は署名したのものとしての効力を有するものとする。

(5) 登録官は、会社が承認する図柄の印章を有するものとし、その捺印は、司法上認知され、証拠として認められるものとする。[法律 A1137:s. 4 による代替]

第9条 特許登録局

(1) 特許登録局及び本法の適用上必要な数の特許登録局の支局を設置するものとする。[法律 A1137:s. 5 による代替]

(2)-(4) [法律 A1137:s. 5 による削除]

(5) 出願その他の書類であって、特許登録局に提出することを要求又は許可されるものは、特許登録局の支局にも提出することができ、かつ、これらの出願その他の書類は、特許登録局に提出されたとみなす。

第9A条 審査官

会社は、人、政府の部局、構成単位若しくは組織、又は外国の若しくは国際的な特許庁若しくは組織を、本法適用上の審査官に任命することができる。[法律 A1137:s. 6 による挿入]

第10条 特許情報サービス

所定の手数料の納付があったときは、公衆に情報を提供する特許情報サービスを行うものとする。[法律 A863:s. 5 による代替]

第IV部 特許性

第11条 特許を受けることができる発明

発明が新規性，進歩性及び産業上の利用可能性を有している場合は，その発明は特許を受けることができる。

第12条 「発明」の意味

(1) 発明とは，発明者の思想であって，当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう。

(2) 発明は，製品若しくは方法とすること，又は製品若しくは方法に係わらせることができる。

第13条 特許を受けることができない発明

(1) 次に掲げるものは，それが第12条の意味における発明であるという事実があったとしても，特許を受けることができない。

(a) 発見，科学理論及び数学的方法

(b) 植物若しくは動物の品種，又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な生産方法。ただし，人工の生存微生物，微生物学的方法及び当該微生物学的方法による製品を除く。

(c) 事業，純粹に精神的な行為又はゲームを行うための計画，規則又は方法

(d) 人間又は動物の身体についての外科術又は治療術による処置の方法及び人間又は動物の身体に施される診断方法

ただし，本項は，前記方法において使用される製品には適用しないものとする。[法律 A648:s. 7 による挿入]

(2) (1)の適用上，同項に記載されている項目が特許を受けることができるものか否かが不確実であるときは，登録官は，その事項を審査官に付託してその意見を求め，かつ，登録官は，その後，事情に応じて，その項目を特許を受けることができるものに含めるか又はそれから排除するかを決定を行うものとする。

第14条 新規性

(1) 発明が先行技術により予測されないものであるときは，その発明は新規性を有する。

(2) 先行技術は，次に掲げるものによって構成されるものとする。

(a) その発明をクレームする特許出願の優先日前に，世界の何れかの場所において，書面による発表，口頭の開示，使用その他の方法で公衆に開示されたすべてのもの [法律 A648:s. 8, 法律 A863:s. 6 による改正]

(b) (a)にいう特許出願より先の優先日を有する国内特許出願の内容であって，その内容が前記の国内特許出願に基づいて付与される特許に包含されている場合のもの [法律 A648:s. 8, 法律 A863:s. 6 による改正]

(3) (2) (a)に基づいてなされた開示が次に掲げる事情に該当している場合は，その開示は無視するものとする。

(a) その開示がその特許の出願日前1年以内に生じており，かつ，その開示が出願人又はその前権利者の行為を理由とするものであったか又はその行為の結果であったこと

(b) その開示がその特許の出願日前 1 年以内に生じており、かつ、その開示が出願人又はその前権利者の権利に対する濫用を理由とするものであったか又はその濫用の結果であったこと
(c) その開示が、本法の施行日に、英国特許庁に係属している特許登録出願によるものであること

(4) (2) の規定は、先行技術に含まれる物質又は組成物の、第 13 条(1) (d) にいう方法における使用に関する特許性を排除するものではない。ただし、そのような方法におけるその使用が先行技術に含まれていないことを条件とする。[法律 A863:s. 6 による挿入]

第 15 条 進歩性

第 14 条(2) (a) に基づく先行技術を構成するすべての事項を考慮した場合に、その進歩性が、それに係る技術において通常の技量を有する者にとって自明なものでないときは、その発明は進歩性を有するものとみなす。[法律 A648:s. 9 による改正]

第 16 条 産業上の利用

発明が、如何なる種類の産業においてでも、製造又は使用することができる場合は、その発明は産業上の利用可能性を有するものとみなす。

第IVA部 実用新案

第17条 定義

この部、及び本法に基づいてこの部に関して制定される規則の適用上、「実用新案」とは、新規の製品若しくは方法又は既知の製品若しくは方法についての新規の改良を創出する新案であつて、産業上利用可能なものをいい、発明を含む。[法律 A648:s. 11, 法律 A863:s. 7 による代替, 法律 A1088:s. 2 による改正]

第17A条 出願

(1) この部に別段の定めがある場合を除き、本法の規定は、第2附則における修正に従うことを条件として、発明に適用すると同一の方法で実用新案に適用する。

(2) 第11条, 第15条, 第26条, 第X部, 第89条及び第90条は、実用新案には適用しない。
[法律 A648:s. 12 による挿入, 法律 A863:s. 8, 法律 A1088:s. 3 による改正]

第17B条 特許出願の実用新案証出願への変更及びその逆の変更

(1) 特許出願は、実用新案証出願に変更することができる。

(2) 実用新案証出願は、特許出願に変更することができる。

(3) 特許出願を実用新案証出願に変更するための又は実用新案証出願を特許出願に変更するための請求書は、その出願人が提出するものとし、かつ、本法に基づいて制定される規則を遵守しなければならない。

(4) 本条に基づく変更請求書は、第30条(1)又は(2)に従って審査官が作成した報告を、登録官が出願人に知らせた日から6月以内に提出しなければならない。

(5) 本条に基づく変更請求書は、所定の手数料が登録官に納付されていない限り、受理されないものとする。

(6) 変更された出願は、原出願の出願時にされたものとみなす。

[法律 A863:s. 9 による挿入]

第17C条 同一発明に関して、特許及び実用新案証の両方の付与を受けることはできない

(1) 特許出願人が、

(a) 実用新案証出願を行っているか、又は

(b) 実用新案証の発行を受けている場合において、

その特許出願の対象が(a)にいう実用新案証出願又は(b)にいう実用新案証の対象と同一であるときは、(a)にいう実用新案証出願が取り下げられるか又は(b)にいう実用新案証が放棄されるまでは、特許の付与を受けることはできない。

(2) 実用新案証出願人が、

(a) 特許出願を行っているか、又は

(b) 特許を受けている場合において、

その実用新案証出願の対象が(a)にいう特許出願又は(b)にいう特許の対象と同一であるときは、(a)にいう特許出願が取り下げられるか又は(b)にいう特許が放棄されるまでは、実用新案証の付与を受けることはできない。

[法律 A863:s. 9 による挿入]

第V部 特許を受ける権利

第18条 特許を受ける権利

- (1)何人も、単独で又は他人と共同して特許を出願することができる。
- (2)第19条に従うことを条件として、特許を受ける権利は、発明者に属するものとする。
- (3)2以上の者が共同して発明をしたときは、特許を受ける権利は、これらの者に共同に属するものとする。
- (4)2以上の者が個別に独立して同一の発明をし、これらの者の各々が特許出願をしたときは、当該発明についての特許を受ける権利は、最先の優先日を有する出願をした者に属するものとする。[法律 A863:s. 10 による挿入]

第19条 特許出願又は特許の裁判による譲渡

特許出願又は特許においてクレームされている発明の主要部が、特許を受ける権利が他人に属する発明から違法に取得されたものであるときは、当該他人は裁判所に対し、前記の特許出願又は特許が同人に譲渡されるべき旨の命令を出すよう申請することができる。ただし、裁判所は、特許の付与日から5年が経過した後では、特許譲渡の申請を受理しないものとする。[法律 A863:s. 11 による改正]

第20条 従業者によって又は委託に従って行われた発明

- (1)雇用契約又は業務遂行契約に別段の規定がない場合は、その雇用契約の履行又はその業務の遂行によって行われた発明に関して特許を受ける権利は、使用者又は場合により業務委託者に属するとみなす。
ただし、その発明が、雇用契約又は場合により業務遂行契約が締結されたときに当事者が合理的に予想することができたものよりも遥かに大きな経済的価値を獲得した場合は、発明者は、公正な報酬を受ける権利を有するものとし、当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所がその報酬を定めることができる。
- (2)雇用契約上、発明活動に従事する義務を負わされていない従業者が、その使用者から使用を委ねられている情報又は手段を使用し、使用者の業務分野における発明をしたときは、その発明に関して特許を受ける権利は、雇用契約に別段の規定がない場合は、使用者に属するとみなす。
ただし、従業者は、公正な報酬を受ける権利を有するものとし、この報酬は、当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所が従業者の給与、その発明の経済的価値及び使用者がそれから得る利益を考慮して定めることができる。
- (3) (1)及び(2)に基づいて発明者に与えられる権利は、契約によって制限することができない。

第21条 公務員による発明

第20条(3)の規定に拘らず、同条の規定は、公務員、又は政府機関若しくは政府企業の職員に対し、これらの政府機関又は政府企業の規則に別段の定めがあるときを除き、適用するものとする。

第 22 条 共同所有者

特許を取得する権利が共同で所有されている場合は、特許出願は、共同所有者全員が共同でする場合に限り、行うことができる。

第VI部 出願、付与を求める手続及び存続期間

第 23 条 出願要件

特許の付与を求めるすべての出願は、本法に基づいて大臣が定める規則を遵守しなければならない。

第 23A 条 居住者による出願は最初にマレーシアにおいて行われるべきこと

マレーシアの居住者は、登録官からの書面による許可を得ないで、マレーシア外で発明についての特許出願をしてはならず、又は、他人にさせてはならない。ただし、次に掲げる条件に該当するときは、この限りでない。

(a) 同一発明に関する特許出願が、マレーシア外での出願の 2 月以上前に特許登録局に対して行われていること、及び

(b) その出願に関し、登録官が第 30A 条に基づく指示を出していないか、又はそのような指示はすべて取り消されていること

[法律 A648:s. 13 による挿入]

第 24 条 出願手数料

特許の付与を求める出願は、所定の手数料が登録官に納付されていない限り、受理されないものとする。

第 25 条 出願の取下

出願人は、その出願が係属している間は、所定の様式の申立書を登録官に提出し、その出願を取り下げることができる。当該取下は、撤回することができない。[法律 A863:s. 12 による代替]

第 26 条 発明の単一性

出願は、1 の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように関連している一群の発明についてのみ行うものとする。

第 26A 条 出願の補正

出願人は、その出願を補正することができる。

ただし、その補正は、原出願における開示を超えてはならない。[法律 A648:s. 14 による挿入]

第 26B 条 出願の分割

(1) 出願人は、所定の期間内に、その出願を 2 以上の出願に分割することができる(「分割出願」)。

ただし、個々の分割出願は、原出願における開示を超えてはならない。

(2) 個々の分割出願は、原出願の優先日を享受するものとする。[法律 A648:s. 14 による挿入、法律 A863:s. 13 による改正]

第 27 条 優先権

(1) 出願は、何れかの国際条約による優先権主張の申立であって、その申立を含む出願の出願日直前 12 月の期間内に、出願人又はその前権利者によって、当該国際条約の締約国において又はその締約国に関して行われた 1 又は 2 以上の先の国内出願、地域出願若しくは国際出願に関するものを含むことができる。[法律 A863:s. 14 による改正]

(1A) (1)に記載した 12 月の期間は、第 82 条の規定に基づく延長を受けることができない。[法律 A863:s. 14 による挿入]

(2) 出願が(1)に基づく申立を含んでいるときは、登録官は出願人に対し、先の出願の謄本であって、出願先の当局によって、又は、先の出願が国際条約に基づいてなされた国際出願である場合は、世界知的所有権機関の国際事務局によって、正しいものとして認証されたものを、所定の期間内に提出するよう要求することができる。

(3) (1)にいう申立の効果は、同項にいう条約が定めているところによる。[法律 A863:s. 14 による改正]

(4) 本条又はそれに付属する規則の要件の何れかが遵守されていないときは、(1)にいう申立は、無効とみなす。

第 27A 条 優先日

(1) (2)に従うことを条件として、特許出願の優先日は、その出願の出願日である。

(2) 出願が第 27 条にいう申立を含んでいる場合は、その出願の優先日は、その申立において優先権が主張されている最先の出願の出願日とする。[法律 A863:s. 15 による挿入]

第 28 条 出願日

(1) 登録官は、出願書類受領の日を出願日として記録するものとする。

ただし、出願書類が次に掲げる事項を含んでいることを条件とする。

(a) 出願人の名称及び宛先

(b) 発明者の名称及び宛先

(c) 明細書

(d) 1 又は複数のクレーム、及び

(e) 出願書類の受領時に所定の手数料が納付されていることを示すもの

(2) 登録官が、出願書類の受領時に(1)の規定が満たされていないと認定したときは、登録官は出願人に対し、必要な訂正を行うよう要求するものとする。

(3) 出願人が(2)にいう要求を遵守したときは、登録官は、要求した訂正を受領した日を出願日として記録しなければならない。また、出願人がそのように遵守しなかったときは、登録官は、その出願を無効として処理しなければならない。

(4) 出願人が、実際には出願書類に含まれていない図面に言及している場合は、登録官は出願人に対し、欠落している図面を提出するよう要求するものとする。

(5) 出願人が(4)にいう要求を遵守したときは、登録官は、欠落していた図面を受領した日を出願日として記録しなければならない。かつ、出願人がそのように遵守しなかったときは、登録官は、出願書類受領の日を出願日として記録しなければならない。前記図面へは言及しないものとする。

第 29 条 予備審査

(1) 特許出願が出願日を有しており、かつ、取り下げられていない場合は、登録官はその出願を審査し、本法及び本法に基づいて制定される規則の要件であって、当該規則により本法適用上の方式要件として定められたものを、その出願が遵守しているか否かを決定しなければならない。

(2) 登録官が(1)に基づく審査の結果、方式要件のすべては遵守されていないと認定したときは、登録官は出願人に対し、所定の期間内に、その認定に関する意見書を提出するための及びこれらの要件を遵守するために出願書類を補正するための機会を与えなければならないものとし、出願人がそのようにしなかった場合は、登録官はその出願を拒絶することができる。

[法律 A863:s. 16 による代替]

第 29A 条 実体審査又は修正実体審査の請求

(1) 特許出願が第 29 条に基づく審査を受けており、かつ、取下又は拒絶がされていないときは、出願人は、所定の期間内に、その出願について実体審査の請求をしなければならない。

(2) 特許出願においてクレームされている発明と同一又は基本的に同一の発明に関し、特許又は工業所有権の保護に関するその他の権利が、マレーシア以外の所定の国において又は所定の条約に基づいて、その出願人又は前権利者に付与されているときは、出願人は、実体審査を請求する代わりに修正実体審査を請求することができる。

(3) 実体審査請求又は修正実体審査請求は、所定の様式により行うものとし、かつ、所定の手数料が登録官に納付され、それ以外の所定の要件が遵守されるまでは、提出されたものとみなされないものとする。

(4) 登録官は出願人に対し、実体審査請求書を提出するときに次に掲げるものを提出するよう要求することができる。

(a) マレーシア以外において当該出願人又はその前権利者により、国内、地域又は国際の工業所有権官庁宛に提出された、特許若しくは工業所有権保護に関するその他の権利を求める出願に関する所定の情報又は所定の関係書類

(b) 実体審査の請求対象とされている出願においてクレームされている発明と同一又は基本的に同一の発明に関し、特許協力条約に基づく国際調査機関により行われた調査又は審査の結果に関する所定の情報

(5) 出願人が所定の期間内に、

(a) (1) に基づく実体審査請求書若しくは(2)に基づく修正実体審査請求書の何れかを提出しなかったか、又は

(b) (4) にいう情報又は書類であって、登録官が要求したものを提供しなかった場合は、その特許出願は、(6) に従うことを条件として、前記期間の終了時に取り下げられたものとみなす。

(6) (5) に拘らず、登録官は、出願人の申請に基づき、(1) 又は(2) にいう審査請求書の提出についての延期又は(4) にいう情報若しくは書類の提供についての延期を承認することができるが、当該延期は、次に掲げる事由がある場合に限り承認を受けることができる。すなわち、

(1) 又は(2) に基づく請求を行うための所定期間の満了までに、

(a) (2) にいう特許又は権利が未だ付与されていないか若しくは取得可能な状態でないこと、又は

(b) (4)にいう情報若しくは書類が入手できていないこと

(7) (6)に基づく延期は、当該延期請求書が(1)又は(2)に基づく請求をするための所定期間の満了までに提出されなかったときは承認されないものとし、かつ、本法に基づいて制定される規則に定められている期間よりも長い期間については、延期は、求めることも、また、承認を受けることもできない。

(8)延期を承認する登録官の権限は阻害しないものとするが、本条の適用上の所定の期間は、第 82 条の規定に基づく延長を受けることができない。[法律 A863:s. 17 による挿入]

第 30 条 実体審査及び修正実体審査

(1)第 29A 条(1)に基づいて実体審査の請求が行われたときは、登録官は、その出願を審査官に付託するものとし、審査官は、次に掲げることを行わなければならない。

(a)その出願が、本法及び本法に基づいて制定される規則の要件であって、当該規則により本法適用上の実体要件として指定されているものを遵守しているか否かを決定すること、及び

(b)同官の決定を登録官に報告すること

(2)第 29A 条(2)に基づいて修正実体審査の請求が行われたときは、登録官は、その出願を審査官に付託するものとし、審査官は、次に掲げることを行わなければならない。

(a)その出願が、本法及び本法に基づいて制定される規則の要件であって、当該規則により本法適用上の修正実体要件として指定されたものを遵守しているか否かを決定すること、及び

(b)同官の決定を登録官に報告すること

(3)審査官が(1)又は(2)に従って、(1)又は場合により(2)にいう要件の何れかが遵守されていない旨を報告したときは、登録官は出願人に対し、所定の期間内にその報告書について意見書を提出するための及びこれらの要件を遵守するために出願を補正するための機会を与えなければならない。また、出願人がこれらの要件を遵守したことを登録官に認めさせることができないか、又はこれらの要件を遵守するために出願を補正しないときは、登録官はその出願を拒絶することができる。

(4)登録官は、(3)にいう所定の期間についての延長を承認することができるが、その延長は一回に限り承認を受けることができ、かつ、その後の延長は、第 82 条の規定に基づく承認を受けることができない。

(5)審査官が(1)又は(2)に従って、原出願であるか補正された出願であるかに拘らず、出願が(1)又は場合により(2)にいう要件の何れかを遵守している旨の報告をしたときは、登録官は出願人にその事実を通知し、(6)に従うことを条件として、その出願をそれに応じて処理しなければならない。

(6)同一の発明について、同一の優先日を有する 2 以上の特許出願が同一の出願人又はその権利承継人によって行われた場合は、登録官は、それを理由として、1 を超える出願について特許の付与を拒絶することができる。

(7)登録官が適当と認めるときは、登録官は、出願又はその一部を(1)に基づく実体審査に付すべき旨の要件を放棄することができる。

ただし、登録官が、その要件を放棄する意図を官報により通知し、かつ、当該権利放棄によって被害を受ける虞がある者にその事項について聴聞を受ける許可を与えることを条件とする。

[法律 A863:s. 18 による代替]

第 30A 条 マレーシアに損害を及ぼす虞のある情報の公表禁止

(1) 特許出願が特許登録局に対して行われ、又は行われたとみなされ、かつ、その出願が公表されたならばマレーシアの利益又は安全を害する虞があると登録官に思われる情報を含んでいる場合は、登録官は、大臣の指令に従うことを条件として、当該情報の公表、又は一般的であるか特定の人若しくは特定の集団に属する人に対するものであるかを問わず、当該情報の伝達を禁止又は制限する指令を出すことができる。

(2) 大臣の指令に従うことを条件として、登録官は、登録官が(1)に基づいて出した指令であって、特許出願に含まれている情報の公表又は伝達を禁止又は制限する趣旨のものを取り消すことができるが、ただし、登録官が、その公表又は伝達が既にマレーシアの利益又は安全を害するものではなくっていると認定していることを条件とする。

(3) (1)に基づいて登録官が出した指令が出願について効力を有している場合は、その出願についての手続は、特許を付与する準備を整える段階まで進めることができるが、その出願について特許を付与してはならない。

(4) 本条は、本条に基づく指令の発出、修正又は取消をすべきか否かに関する意見を取得するために、省庁、政府部局又は当局に対して発明に関する情報を開示することを妨げるものではない。

[法律 A648:s. 16 による挿入]

第 31 条 特許の付与

(1) クレームされている発明に関する行為の実行が法律又は規則によって禁止されているということを理由として、特許の付与を拒絶してはならず、かつ、特許を無効にしてはならない。ただし、その行為の実行が公の秩序又は道徳に反する虞があるときは、この限りでない。

[法律 A1088:s. 4 による改正]

(2) 登録官が、出願は第 23 条、第 29 条及び第 30 条を遵守していると認定したときは、登録官は特許を付与しなければならず、かつ、直ちに次に掲げる事項を実行しなければならない。

(a) 出願人に対し、特許付与証明書及び特許の謄本を、審査官の最終報告書の写しを添付して交付すること、及び [法律 A863:s. 19 による改正]

(b) その特許を登録簿に記録すること

(2A) 2 以上の者が別々に独立して同一の発明を行い、かつ、これらの者の各人が同一の優先日を有する特許出願を行った場合は、個々の出願に特許を付与することができる。 [法律 A863:s. 19 による挿入]

(3) 登録官は、その後できる限り速やかに、次に掲げる事項を実行しなければならない。

(a) 官報にその特許の付与に関して公告させること、及び

(b) 所定の手数料の納付があったときは、その特許の写しを公衆の利用に供すること [法律 A863:s. 19 による改正]

(4) 特許は、登録官が(2)にいう行為を実行した日に付与されたとみなす。

第 32 条 特許登録簿

(1) 登録官は、特許登録簿という名称の登録簿を管理し、維持しなければならない。

(2) 特許登録簿は、特許に関する所定の事項及び詳細のすべてを含んでいなければならない。

(3) 特許登録簿は、別途定める方式及び媒体によって管理しなければならない。[法律 A863:s. 20 による代替]

第 32A 条 信託の通知は登録してはならない

信託の通知は、明示、黙示又は擬制の何れの形によるものでも、登録簿に記入されないものとし、かつ、登録官はそれを受理してはならない。[法律 A863:s. 21 による挿入]

第 33 条 登録簿の査閲及び認証謄本

何人も、所定の手数料を納付することにより、登録簿を査閲すること及びその認証抄本を取得することができる。

第 33A 条 登録簿の認証謄本又は抄本等は裁判所において証拠として認められる

(1) 登録簿は、本法によって登録簿に記入することを要求されている又は許可されている全ての事項について、一応の証拠であるものとする。

(2) 登録簿の謄本若しくは抄本又は特許登録局における書類若しくは刊行物の謄本若しくは抄本は、それが登録官の署名を付した書面をもって認証されている場合は、それ以上の証明又は原本を提出することなく、すべての裁判所において証拠として認められるものとする。

[法律 A863:s. 22 による挿入]

第 33B 条 登録簿の修正

(1) 登録官は、特許の所有者による所定の様式での請求に基づき、次に掲げる方法によって登録簿を修正することができる。

(a) 特許所有者の名称又は宛先の誤りを訂正すること、又は

(b) 特許所有者の名称又は宛先の変更を記入すること

(2) 登録簿が本条に基づいて修正されたときは、登録官は、それに係る特許付与証明書を登録官に提出するよう要求することができ、かつ、次に掲げる事項を実行することができる。

(a) その特許付与証明書を取り消し、新たな特許付与証明書を交付すること、又は

(b) その特許付与証明書において、登録簿修正の結果として必要となる修正を行うこと

(3) 本法又は本法に基づいて制定される規則の他の如何なる規定にも拘らず、特許所有者の名称又は宛先に関する誤りを訂正するための請求に関しては、その誤り発生の原因又は誘因が特許所有者にある場合を除き、特許所有者は手数料の納付を必要としないものとする。

[法律 A863:s. 22 による挿入]

第 33C 条 裁判所は登録簿の更正を命じることができる

(1) 裁判所は、権利を害された者からの申請に基づき、次に掲げる事項を指示することにより、登録簿の更正を命じることができる。

(a) 誤って登録簿から脱落している記入を行うこと

(b) 誤って登録簿に行われた又は残存している記入を抹消又は修正すること、又は

(c) 登録簿における誤り又は欠陥を訂正すること

(2) 本条に基づく全ての申請に関する通知が登録官に送達されるものとし、登録官は、出頭して聴聞を受ける権利を有し、かつ、裁判所の指示があるときは出頭しなければならない。

(3) 裁判所による別段の指示がある場合を除き、登録官は、出頭して聴聞を受ける代わりに、次に掲げる事項に関する、本人が署名した陳述書を裁判所に提出することができる。

(a) 争点事項の詳細

(b) 登録官が下した、争点事項に影響する決定の根拠

(c) 類似事件における特許登録局の慣行、又は

(d) 争点に関連しており、かつ、登録官の知る範囲内にある他の事項であって、登録官が適当と考えるもの

かつ、上記の陳述書は、裁判所における証拠の一部を構成するものとみなす。

(4) 本条に基づく命令についての捺印謄本が登録官に送達されるものとし、登録官は、命令書を受領したときに、その命令を実行するのに必要な措置をとらなければならない。[法律 A863:s. 22 による挿入]

第 34 条 公衆による閲覧

(1) 登録官は、特許出願の優先日又は出願日から 18 月が経過した後、かつ、所定の手数料の納付があったときは、次に掲げる事項を公衆の利用に供するようにしなければならない。

(a) 出願人の名称、宛先及び説明並びに代理人があるときは、その名称及び宛先

(b) 出願番号

(c) 出願日及び優先権が主張されている場合は、優先日、先の出願の出願番号及び先の出願が行われた国の名称又は、先の出願が地域出願若しくは国際出願である場合は、その出願の対象である国及び出願が行われた官庁の名称

(d) 出願の詳細であって、明細書、クレーム、(図面がある場合は)図面、及び出願の要約を含むもの、並びに(補正がある場合は)補正

(e) 出願書類に示されている出願する権利に関わる変更及びライセンス契約への言及

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる事情がある場合は、その特許出願を公衆の利用に供してはならない。

(a) 特許出願が、特許出願の優先日又は出願日から 18 月の期間の満了前に取り下げられ若しくは拒絶されているか、又は取り下げられ若しくは拒絶されたとみなされる場合、又は

(b) 登録官にとって、出願が公の秩序又は道徳に反する情報を含んでいると思われる場合

(3) 特許出願に関する情報が特許出願の優先日又は出願日から 18 月以内に請求される場合は、その情報は特許出願人の書面による許可がある場合に限り閲覧することができる。

(4) 出願情報についての認証抄本は、所定の手数料を納付することによって入手することができる。

(5) 出願が公衆の利用に供された後には、出願人は、出願の内容である発明を商業的又は工業的に実施している者に対し、その発明について特許出願をしている旨、書面をもって警告することができる。

(6) 出願人は、その発明を商業的又は工業的に実施している者に対し、その発明に関して出願人に補償金を支払うよう請求することができるが、それは、

(a) 前記の者が(5)に基づく警告を受けた時から、又は

(b) 警告がなかった場合は、その発明に関する特許出願が公衆の利用に供されてから、特許が付与される時までの期間に、出願人がその発明の実施に対して通常受け取ったであろう額に等しい金額とすることができる。

(7) (6)に規定した補償請求権は、特許の付与後に限り行使することができる。

(8) (6)に基づく補償請求権の行使は、出願人が、特許の付与後に、その発明に関する特許の所有者として権利を行使することを妨げるものではない。

(9)特許出願が公衆の利用に供された後、その出願が取り下げられ又は拒絶された場合は、(6)に基づく権利は、初めから存在しなかったものとみなす。

[法律 A1196:s. 2 による代替]

第 35 条 特許の存続期間

(1) (1B)及び(1C)に従うことを条件として、特許の存続期間は、それに係る出願の出願日から 20 年とする。[法律 A1088:s. 5 による代替, 法律 A1196:s. 3 による改正]

(1A) (1)を害することなく、かつ、本法の他の規定に従うことを条件として、特許は、特許付与証明書が発行された日に付与されたとみなし、かつ、効力を生じるものとする。[法律 A1088:s. 5 による挿入]

(1B)特許出願が 2001 年 8 月 1 日前に行われ、かつ、同日に係属していた場合は、その出願に基づいて付与される特許の存続期間は、出願日から 20 年又は特許の付与日から 15 年のうち、何れか長い方とする。[法律 A1196:s. 3 による挿入]

(1C)2001 年 8 月 1 日前に付与され、かつ、同日になお有効であった特許の存続期間は、出願日から 20 年又は付与日から 15 年のうち、何れか長い方とする。[法律 A1196:s. 3 による挿入]

(2)特許権者が特許の付与日から第 2 年が満了したときにその特許の効力を維持しようとするときは、特許権者は特許存続期間中の第 2 年及びその後の各年の満了日前 12 月の間に所定の年金を納付しなければならない。

ただし、所定の割増手数料の納付を条件として、前記満了日後 6 月の猶予期間が与えられるものとする。[法律 A648:s. 19 による改正]

(3)所定の年金が(2)に定めたとおりに納付されなかった場合は、その特許は消滅するものとし、かつ、年金不納による特許消滅の通知を官報に公告するものとする。[法律 A863:s. 23 による挿入]

注記-(1)基本法第 35 条の改正は、本法施行前に基本法に基づいて行われた、特許の付与を求める出願又は場合により実用新案証を求める出願には効力を有さないものとし、これらの出願に関する基本法の規定を、これらの規定が本法によって改正されていないものとして前記の出願に適用するものとする。

(2)発明又は実用新案であって、基本法に基づいて特許又は実用新案証が付与されており、本法施行時に引き続き保護されているものは、基本法第 35 条に定められている期間、本法による同条の改正はされなかったものとして、保護が継続されるものとする。-法律 A1088 第 13 条を参照されたい。

第 35A 条 消滅特許の回復

(1)特許の消滅についての通知が官報に公告された日から 2 年以内においては、次に掲げる者は登録官に対し、所定の様式によりその特許を回復させるための申請をすることができる。

(a)その特許の所有者又はその権利承継人、又は

(b)その特許が消滅しなかった場合にそれに対する権利を有していた前記以外の者

(2)登録官は、(1)に基づいて申請が行われたときに、特許を回復することができる。ただし、

次に掲げる事項を条件とする。

(a) 納付期限が到来しているすべての年金及び回復のための所定の割増手数料が納付されること、及び

(b) 年金の不納が事故、錯誤又はその他の予測することができない事情によるものであったと認定されること

(3) 登録官が消滅特許を回復させたときは、登録官は、官報に当該回復の通知を公告させなければならない。

(4) 消滅特許の回復は、その特許が消滅した旨が官報において通知された後、かつ、その特許が回復した旨が官報において通知される前に、第三者によって取得された権利を損なわないものとする。

(5) 大臣は、特許が消滅した旨が官報において通知された後、かつ、特許が回復した旨が官報において通知される前に、特許を実施した者、又は契約その他により実施するための明確な措置をとった者に関する保護又は補償を定める規則を制定することができる。ただし、この保護は、前記の者が利用した又は利用するための明確な措置をとった、消滅特許の実施の範囲を超えないものとする。

(6) 特許が消滅した旨が官報において通知された後、かつ、特許が回復した旨が官報において通知される前に行われた特許権の侵害については、訴訟を提起することができないものとする。[法律 A863:s. 24 による挿入]

第 35B 条 出願人又は特許登録局による国際調査請求

(1) 特許登録局に対して国際出願以外の特許出願を提出した出願人は、当該出願に対して、第 78L 条(1)に定める国際調査機関による国際調査が行われるよう請求することができるものとする。

(2) 特許登録局は、同局に対してなされた国際出願以外の特許出願を、第 78L 条(1)に定める国際調査機関による国際調査に服せしめることができるものとする。

(3) (1) 又は(2)に基づいて調査を行う場合、出願における明細書及びクレームは国際調査機関が定める言語で記載され、かつ、出願人は、国際調査機関に対して直接、又は特許登録局を通じて、国際調査機関が定める調査手数料を納付しなければならない。[法律 A1264s. 2 による挿入]

第VII部 特許所有者の権利

第 36 条 特許所有者の権利

(1) この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、これらの規定を害することなく、特許所有者は、その特許に関して、次に掲げる事項についての排他権を有するものとする。

(a) 特許発明を実施すること

(b) 特許を譲渡又は移転すること

(c) ライセンス契約を締結すること

(2) 何人も、特許所有者の同意を得ないで、(1)にいう何れの行為も行ってはならない。

(3) この部の適用上、特許発明の「実施」とは、特許に関する次に掲げる行為の何れかをいう。

(a) 特許が製品に関して付与されている場合は、

(i) その製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し又は使用すること

(ii) その製品を、販売の申出、販売又は使用のために保管すること

(b) 特許が方法に関して付与されている場合は、

(i) その方法を使用すること

(ii) その方法によって直接に取得された製品に関し、(a)にいう行為の何れかを行うこと

(4) 本条の適用上、特許が製品を取得する方法に関して付与されている場合は、特許所有者又はその実施権者以外の者により生産された同一の製品は、その逆の証明がされた場合を除き、如何なる法的手続においても、その方法により取得されたものとみなす。

[法律 A648:s. 20 による挿入]

第 37 条 権利に関する制限

(1) 特許に基づく権利は工業的又は商業的目的でなされる行為のみに及ぶものとし、特に、科学研究の目的のみでなされる行為には及ばないものとする。

(1A) 特許に基づく権利は、医薬の製造、使用又は販売を規制する関係当局を対象とする開発及び情報提供に合理的に関連する用途のみのために、特許発明を製造し、使用し、販売の申出をし、又は販売するためになされる行為には及ばないものとする。[法律 A1088:s. 6 による挿入]

(2) 第 58A 条を害することなく、特許に基づく権利は、次に掲げる者により市場に出された製品に関する行為には及ばないものとする。[法律 A1088:s. 6 による改正]

(i) その特許の所有者

(ii) 第 38 条にいう権利を所有する者

(iii) 第 43 条にいう権利を所有する者

(iv) 第 48 条の意味における強制ライセンスの受益者

(3) 特許に基づく権利は、マレーシアに一時的に存在する外国の船舶、航空機、宇宙船又は陸上車両における特許発明の使用には及ばないものとする。[法律 A648:s. 21 による改正]

(4) 特許に基づく権利は、第 35 条に規定する存続期間に限定されるものとする。

(5) 特許に基づく権利は、第 35A 条の規定により、第 51 条及び第 52 条に定める強制ライセンスに関する規定により、及び第 84 条に定める政府又は政府により授権された者の権利に関する規定により制限されるものとする。[法律 A863:s. 25 による改正]

第 38 条 先の製造又は使用から生じる権利

(1) 人が、特許出願の優先日において、

(a) マレーシアにおいて善意で、その出願においてクレームされている発明の主題である製品を製造していたか又はその主題である方法を使用していた場合、

(b) マレーシアにおいて善意で、(a)にいう製品を製造する又は方法を使用するために、真摯な準備をしていた場合は、

その出願に対する特許の付与に拘らず、当該人は、その特許発明を実施する権利を有するものとする。

ただし、前記の者によってマレーシアにおいて、その製品が生産されること、又はその方法が使用されることを条件とする。

更に、その発明が第 14 条 (3) (a), (b) 又は (c) にいう事情の下で開示された場合は、当該人が、その発明についての同人の知識がその開示の結果でなかったことを証明できることを条件とする。[法律 A648:s. 22, 法律 A863:s. 26 による改正]

(2) (1) にいう権利は、当該人の事業の一部としてする場合を除き、譲渡又は移転することができない。

第VIII部 特許出願及び特許の譲渡及び移転

第 39 条 特許出願及び特許の譲渡及び移転

- (1) 特許出願又は特許は、譲渡又は移転することができる。
- (2) 譲渡又は移転により特許出願又は特許の権利を得た者は所定の方式により、その譲渡又は移転を登録簿に記録するよう登録官に申請することができる。
- (3) その譲渡又は移転は、次に掲げるとおりでない限り、登録簿に登録されないものとする。
 - (a) 所定の手数料が登録官に納付されていること
 - (b) 譲渡の場合は、それが契約当事者により又は契約当事者を代表して署名されている書面によるものであること
- (4) 譲渡又は移転は、登録簿にその旨が記録されていない限り、第三者に対抗することができない。

第 40 条 特許出願又は特許の共同所有

当事者間に別段の合意がない場合は、特許出願又は特許に係る共同所有者は、単独で、特許出願又は特許に対する本人の権利を譲渡又は移転し、特許発明を実施し、かつ、共同所有者の同意を得ないで特許発明を実施した者に対する訴訟を提起することができるが、特許出願を取り下げ、特許を放棄し又はライセンス契約を締結することは、共同である場合に限り行うことができる。

第IX部 ライセンス契約

第 41 条 ライセンス契約の意味

(1) この部の適用上、「ライセンス契約」とは、特許所有者（「実施許諾者」）が他の人又は企業（「実施権者」）に対し、第 36 条(1) (a) 及び(3) にいう行為の一部又は全部を行うことについてライセンスを付与する契約をいう。

(2) ライセンス契約は、契約当事者により又は当事者を代表して署名された書面によるものとする。

第 42 条 登録簿への記入

(1) 実施許諾者は、何人もライセンスを取得することができる旨の記入を登録簿に行うよう、大臣が定める規則に従って、登録官に申請することができる。

(2) 登録簿に記入がされた後は、何人も登録官を経由し、実施許諾者に対してライセンスを求める申し込みをすることができる。

(3) 当事者間においてライセンス契約が締結されたときは、契約当事者は登録官にその旨を通知しなければならない。かつ、登録官はその事実を登録簿に記録しなければならない。

(4) 契約当事者により又は当事者を代表して署名された書面をもって請求されたときは、登録官は、所定の手数料が納付されることを条件として、その契約に関し、契約当事者が記録させることを希望する明細を登録簿に記録するものとする。

ただし、当事者は、当該契約に係る他の細目を開示すること又は登録させることを要求されないものとする。

(5) ライセンス契約が終了したときは、契約当事者は登録官にその旨を通知しなければならない。かつ、登録官はその終了を登録簿に記録しなければならない。

(6) 実施許諾者は(1)に基づいて行われた記入の抹消を、大臣が定める規則に従って登録官に申請することができる。[法律 A648:s. 23 による代替]

第 43 条 実施権者の権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施権者は、期間の制限なく、マレーシアの地理的領域全体において、かつ、その発明の利用を通じて、第 36 条(1) (a) 及び(3) にいう行為の何れか又は全部を行うことができる。

(2) ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施権者は第三者に対し、その発明に関する第 36 条(1) (a) 及び(3) にいう行為の何れかをマレーシアにおいて行うことについての合意を与えることができない。

第 44 条 実施許諾者の権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない場合は、実施許諾者は、同一の特許に関して第三者に更にライセンスを付与すること、又は本人が第 36 条(1) (a) 及び(3) にいう行為の何れか若しくは全部を行うことができる。

(2) ライセンス契約に、そのライセンスが排他的なものである旨を規定しており、かつ、当該契約に別段の明示の規定がないときは、実施許諾者は、同一の特許に関して第三者に更にライセンスを付与することはできず、かつ、本人は、第 36 条(1) (a) 及び(3) にいう行為の何れ

も行うことができない。

第 45 条 ライセンス契約の中の無効な条項

ライセンス契約の中の如何なる条項又は条件も、それが、この部によって特許所有者に与えられる権利から生じるものでない又は当該権利の保護に必要でない制限を工業的及び商業的分野において実施権者に課す限りにおいては、無効とする。[法律 A648:s. 24 による改正]

ただし、次に掲げる事項は、当該制限を構成するとはみなさない。

(a) 制限であって、特許発明実施の範囲、程度若しくは期間、又は特許発明を実施することができる地域又はそれに関連する製品の質若しくは量に関するもの、及び

(b) 特許の有効性を害する可能性がある行為を差し控えさせるために実施権者に課せられる義務

第 46 条 特許が付与されなかった特許出願又は無効と宣言された特許の効果

ライセンス契約の期間満了前に、その契約にいう特許出願又は特許に関して次に掲げる事件の何れかが生じた場合は、実施権者はその後、実施許諾者に対するライセンス契約に基づく支払を要求されないものとし、かつ、既に行った支払の返還を求める権利を有するものとする。

(a) その特許出願が取り下げられたこと

(b) その特許出願が最終的に拒絶されたこと

(c) その特許が放棄されたこと

(d) その特許が無効と宣言されたこと

(e) そのライセンス契約が無効とされたこと

[法律 A648:s. 25 による改正]

ただし、実施許諾者が前記の返還は、諸般の事情を考慮した場合、特に、実施権者がそのライセンスから有効に利益を得ている場合において、不公平であることを証明できるときは、実施許諾者は返還義務を全く負わないか、又は一部についての返還義務のみを負うものとする。

第 47 条 ライセンス契約の期間満了、解除又は無効

登録官は、

(a) 登録されたライセンス契約が期間満了した又は解除されたと認めたときは、契約当事者により又は当事者を代表して署名された書面によるその趣旨の請求に基づいて、その事実を登録簿に記録しなければならない。

(b) この部の規定に基づくライセンス契約の期間満了、解除又は無効を登録簿に記録しなければならない。

第X部 強制ライセンス

第 48 条 定義

この部の適用上、「強制ライセンスの受益者」とは、この部に従って強制ライセンスを付与された者をいい、また、

「強制ライセンス」とは、特許発明に関し、特許所有者の合意を得ないで、第 36 条(1)(a)及び(3)にいう行為の何れかをマレーシアにおいて行うことについての許可をいう。

第 49 条 強制ライセンスの申請

(1)特許の付与から 3 年又は特許出願の出願日から 4 年の期間のうち、何れか遅い方が終了した後においては、何人も登録官に対し、次に掲げる事由の何れかに基づいて、強制ライセンスを取得するための申請をすることができる。

(a)正当な理由なしに、マレーシアにおいて、その特許製品の生産又はその特許方法の利用が行われていないこと

(b)正当な理由なしに、マレーシアにおいて、国内市場における販売のためにその特許に基づく製品が生産されていないか、又は若干の製品はあるが、それらが不当に高価で販売されているか若しくは公衆の需要を満たしていないこと

(2)強制ライセンスは、その申請をする者が特許所有者から、合理的な商業的条件に基づく許可を得るための努力をしたが、その努力が合理的期間内に成功しなかった場合を除き、申請することができない。

(3)強制ライセンスの申請は、大臣が定める規則を遵守しなければならない。

[法律 A1088:s. 7 による代替]

第 49A 条 特許の相互依存を理由とする、強制ライセンスの申請

(1)ある特許(「後の特許」)においてクレームされている発明が、先の優先日を有する出願に基づいて付与された特許(「先の特許」)を侵害することなしには、マレーシアにおいて実施することができず、かつ、公社の見解によれば、後の特許においてクレームされている発明が先の特許においてクレームされている発明に対し顕著な経済的意義を有する重要な技術的進歩を構成しているときは、公社は、後の特許の所有者、後の特許に基づくライセンス契約の実施権者又は後の特許に基づく強制ライセンスの受益者の請求に基づき、先の特許についての侵害を回避するのに必要な範囲において、強制ライセンスを付与することができる。[法律 A863:s. 30, 法律 A1088:s. 8 による改正]

(2)(1)に基づいて強制ライセンスが付与された場合は、公社は、先の特許の所有者、先の特許に基づくライセンス契約の実施権者又は先の特許に基づく強制ライセンスの受益者の請求があったときに、後の特許に基づく強制ライセンスを付与することができる。[法律 A648:s. 26 による挿入, 法律 A1137:s. 7 による改正]

第 50 条 強制ライセンス付与の請求

(1)第 49 条又は第 49A 条に基づく強制ライセンスの申請においては、申請人は、ロイヤルティの額、その特許の実施条件、実施許諾者又は場合により実施権者の権利についての制限及び当該ライセンスの請求を記載しなければならない。[法律 A648:s. 27 による改正]

(2)第 49 条又は第 49A 条及び本条に基づいて強制ライセンスの申請書が提出された場合は、登録官は、申請人、実施許諾者又は場合により実施権者に、その申請が公社によって審理される期日を通知しなければならない。[法律 A648:s. 27, 法律 A1137:s. 8 による改正]

(3)実施許諾者又は場合により実施権者には、(1)に記載した申請書の写しが提供されるものとする。

第 51 条 公社による決定

(1)第 49 条又は第 49A 条に基づく強制ライセンスの申請を審理するときは、公社は、その申請人、実施許諾者又は場合により実施権者に対し、公社の下に出頭して陳述をすること、又は書類その他の物件を公社に提出することを要求することができる。[法律 A648:s. 28 による改正]

(2)公社が申請を審理して決定をしたときは、その決定を申請人、実施許諾者又は場合により実施権者に通知しなければならない。[法律 A1137:s. 9 による改正]

第 52 条 強制ライセンスの範囲

公社は、申請人に強制ライセンスを付与するときは、次に掲げる事項を決定しなければならない。[法律 A1137:s. 10 による改正]

(a)特にライセンス付与の対象期間を指定してのライセンスの範囲[法律 A1196:s. 4 による代替]

(b)当該強制ライセンスの受益者がマレーシアにおいてその特許発明の実施を開始すべき期限、及び

(c)当該強制ライセンスの受益者が特許所有者に支払うべきロイヤルティの額及び条件

第 53 条 強制ライセンスに関する制限

(1)公社により付与された強制ライセンスは- [法律 A1137:s. 11 による改正]

(a)営業権若しくは事業又はその一部であって、特許発明の使用に係るものとの関連において行われる場合を除いては、譲渡してはならず、

(b)特許発明の主としてマレーシアにおける供給に限定されるものとする。

(2)強制ライセンスの受益者は、強制ライセンスを付与する対象とされた特許に基づいて、第三者とライセンス契約を締結してはならない。[法律 A1088:s. 9 による代替]

第 54 条 強制ライセンスの修正、取消及び放棄

(1)特許所有者又は強制ライセンスの受益者の請求に基づき、公社は、強制ライセンスを付与する旨の決定を、新たな事実がその修正を正当化する場合は、修正することができる。

(2)特許所有者の請求に基づき、公社は、次に掲げる事情がある場合は、強制ライセンスを取り消すことができる。

(a)強制ライセンスを付与する理由が既に存在していないこと

(b)強制ライセンスの受益者が、そのライセンスを付与する旨の決定において定められた期限内に、マレーシアにおいてその特許発明の実施を開始せず、かつ当該実施のための真摯な準備もしなかったこと

(c)強制ライセンスの受益者が、そのライセンスを付与する旨の決定において定められている

ライセンスの範囲を尊重していないこと

(d) 強制ライセンスの受益者が、そのライセンスを付与する旨の決定に定められている支払期日に遅滞していること

(3) 強制ライセンスの受益者は、登録官に提出する書面による申立をもってそのライセンスを放棄することができ、登録官は、その放棄を登録簿に記録し、公告し、かつ、その特許の所有者に通知しなければならない。

(4) 放棄は、特許登録局が放棄の申立を受領した日に効力を生じるものとする。[法律 A1137:s. 12 による改正]

第XI部 特許の放棄及び無効

第 55 条 特許の放棄

- (1)特許所有者は、登録官に書面による申立を提出し、特許を放棄することができる。
- (2)放棄は、特許の中の1又は2以上のクレームに限定することができる。
- (3)特許に関するライセンス契約が登録簿に記録されている場合は、当該ライセンス契約に別段の規定がないときは、登録官は、記録されている各実施権者又は再実施権者による前記の放棄に同意する旨の署名された申立書を受領する場合を除き、前記の放棄を受理又は記録してはならない。ただし、その同意の要件が当該ライセンス契約において明示的に放棄されているときは、この限りでない。
- (3A)特許について強制ライセンスが付与されている場合は、登録官は、強制ライセンスの受益者が前記の放棄に同意する旨の署名された申立書を受領する場合を除き、その放棄を受理又は記録してはならない。[法律 A648:s. 29 による挿入]
- (4)登録官は、放棄を登録簿に記録しなければならず、かつ、放棄を官報に公告させるものとする。
- (5)放棄は、登録官が申立書を受領した日に効力を生じるものとする。

第 56 条 特許の無効

- (1)自己の法的利益を侵害される者は、それに係る特許の無効を求める訴訟を、特許所有者を相手として提起することができる。
- (2)特許の無効を請求する者が次に掲げる事由を証明したときは、裁判所は、それに係る特許を無効にしなければならない。
 - (a)その特許において発明としてクレームされているものが、第12条の意味における発明でないこと、又は第13条若しくは第31条(1)に基づいて保護から除外されていること、又は第11条、第14条、第15条及び第16条の要件を遵守していないために特許を受けることができるものでないこと
 - (b)明細書又はクレームが第23条の要件を遵守していないこと
 - (c)クレームされている発明を理解するために必要な図面が提出されていないこと
 - (d)その特許を受ける権利が、特許を付与された者に属していないこと、又は
 - (e)不完全若しくは不正確な情報が第29A条(4)に基づいて、その特許の付与を受けた者又はその代理人によって登録官に故意に提供されたか、又は提供するようにされたこと [法律 A863:s. 32 による挿入]
- (2A) (2)に拘らず、裁判所は、特許がその特許を受ける権利を有する者に既に譲渡されているときは、(2)(d)に記載した事由に基づいてその特許を無効にしてはならない。[法律 A863:s. 32 による挿入]
- (3) (1)の規定が複数のクレームの内の一部のクレーム又は1のクレームの内の一の部分に限り適用されるときは、裁判所は、該当するクレーム又は1のクレームの内該当する部分について無効を宣言することができ、かつ、1のクレームの内一部に関する無効は、そのクレームについての相応の減縮の形式で宣言されるものとする。

第 57 条 無効の適用日及び効果

(1) 無効とされた特許，クレーム又はクレームの一部は，特許付与の日から無効であったとみなす。

(2) 裁判所の決定が確定したときは，裁判所書記官は，登録官にその旨を通知し，登録官は，当該宣言を登録簿に記録するものとし，かつ，官報において公告させなければならない。

第XII部 権利侵害

第 58 条 侵害とみなす行為

第 37 条(1), (2)及び(3)並びに第 38 条に従うことを条件として, 特許侵害は, 特許保護の範囲内にある製品又は方法に関し, 特許所有者でない者が特許所有者の合意を得ないで, 第 36 条(3)にいう何れかの行為をマレーシアにおいて行うことにより構成されるものとする。

第 58A 条 非侵害とみなす行為

(1)次に掲げる製品を輸入し, 販売の申出をし, 販売し又は使用することは, 侵害行為にあたらぬ。

(a)特許製品, 又は

(b)特許方法により直接生産された製品又は特許方法が適用された製品であつて, 特許所有者又はその実施権者により, 又はこれらの者の条件付きその他の同意を得て生産されたもの

(2)本条の適用上, 「特許」は, 本法に基づいて特許が付与された発明と同一又は基本的に同一の発明に対してマレーシア以外の国において付与された特許を含む。[法律 A1088:s. 10 による挿入]

第 59 条 侵害訴訟

(1)特許所有者は, その特許を侵害した者又は侵害している者を相手として, 訴訟を提起する権利を有するものとする。

(2)特許所有者は, 侵害となる虞がある行為(この部においては, 「急迫した侵害」という)を遂行する者に対しても, 同じ権利を有するものとする。

(3)(1)及び(2)の訴訟は, 侵害行為から 5 年が経過した後は, 提起することができない。

第 60 条 差止命令及び損害賠償額の裁定

(1)特許所有者が, 侵害が既に行われたこと又は現に行われていることを証明したときは, 裁判所は損害賠償額を裁定しなければならない, かつ, 更なる侵害を防止するために差止命令その他の法的救済措置を許可しなければならない。

(2)特許所有者が急迫した侵害を証明したときは, 裁判所は, 侵害を防止するための差止命令その他の法的救済措置を許可しなければならない。

(3)本条にいう訴訟における被告は, その訴訟においてその特許の無効を請求することができ, この場合は, 第 56 条(2)及び(3)の規定を適用するものとする。

第 61 条 実施権者及び強制ライセンスの受益者による侵害訴訟

(1)本条の適用上, 「受益者」とは, 次に掲げる者をいう。

(a)実施権者。ただし, ライセンス契約が本項の規定を適用しない旨を規定しているか又は異なる規定を定めている場合を除く。又は

(b)第 51 条に基づいて付与された強制ライセンスの受益者

(2)受益者は特許所有者に対し, 受益者が指摘する侵害に対する訴訟を提起するよう要求することができ, 受益者は, 希望する救済措置を表示しなければならない。

(3) 受益者が、特許所有者は前記の請求を受領したが、その請求を受領してから3月以内に訴訟を提起することを拒絶したか又は訴訟を提起しなかったことを証明した場合は、受益者は特許所有者にその意図を通知した後、自己の名義で訴訟を提起することができる。ただし、特許所有者は、その訴訟に参加する権利を有するものとする。

(4) (3)にいう3月期間が満了しない場合であっても、受益者からの請求があったときは、裁判所は、侵害を防止するため又は侵害の継続を禁止するために適当な差止め命令を許可するものとするが、ただし、受益者が、重大な損害を回避するために早急の措置が必要である旨証明することを条件とする。

第62条 非侵害の宣言

(1) (4)に従うことを条件として、利害関係人は、特許所有者を相手とする訴訟を提起することにより、一定の行為の遂行がその特許の侵害を構成するものではないことを、裁判所が宣言するよう請求する権利を有するものとする。

(2) 前記の請求をする者が、問題の行為がその特許の侵害を構成しないことを証明したときは、裁判所は、非侵害の宣言を許可しなければならない。

(3) (a) 特許所有者は、実施権者にその訴訟について通知する義務を負い、かつ、実施権者は、ライセンス契約に別段の規定がない場合は、その訴訟に参加する権利を有するものとする。

(b) 非侵害の宣言を請求する者は、第51条に基づいて付与された強制ライセンスの受益者にその訴訟について通知する義務を負い、当該受益者は、その訴訟に参加する権利を有するものとする。

(4) 問題の行為が既に侵害訴訟の対象となっているときは、その侵害訴訟における被告は、非侵害の宣言を求める訴訟を提起することができない。

(5) 非侵害の宣言を求める訴訟は、それに係る特許の無効を求める訴訟と共に提起することができる。ただし、第60条(3)に基づいて特許の無効が請求されているときは、この限りでない。

第62A条 第23A条に違反する出願

第23A条に違反して特許出願をし又はさせた者は、違反行為をしたものとし、有罪判決により15,000リングット以下の罰金若しくは2年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。[法律A648:s. 30による挿入]

第62B条 登録官の指令に違反する、情報の公表

登録官が第30A条に基づいて出した指令に違反して情報を公表又は伝達した者は、違反行為をしたものとし、有罪判決により15,000リングット以下の罰金若しくは2年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。[法律A648:s. 30による挿入]

第XIII部 違反行為

第 63 条 登録簿の偽造, その他

本法に基づいて管理される登録簿に虚偽の記入をし若しくは記入をさせ、当該登録簿の記入の謄本若しくは複製であると偽称する書類を作成し若しくは作成させ、又はそのような虚偽の書類を証拠として提示若しくは提出し又は提示若しくは提出させた者は違反行為をしたものとし、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。

第 64 条 特許である旨の無権限の主張

(1) 人が、同人が対価を得て処分する物が特許製品又は特許方法である旨の虚偽の表示をしたときは、当該人は違反行為をしたものとし、本条の以下の規定に従うことを条件として、15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。

(2) (1) の適用上、対価を得て物品を処分する者が、「特許」若しくは「特許されている」の語、又はその物品が特許製品であることを表示若しくは暗示するものを、その物品に押印、彫刻、刻印するか、又はそれ以外の形でその物品に適用したときは、当該人はその物品が特許製品である旨の表示をしたものとみなす。

(3) (1) は、表示が、その製品に関する又は場合により問題の方法に関する特許が期間満了するか又は無効とされた後で、かつ、前記の者がその表示をしない又はその表示の継続をしないようにするための措置をとることを可能にする合理的に十分な期間が終了する前に行われている場合は、適用しないものとする。[法律 A863:s. 33 による改正]

(4) 本条に基づく違反行為に対する訴訟においては、人が違反行為を防止するために当然の努力を払ったことを証明することは、同人にとっての抗弁とする。

第 65 条 特許出願中である旨の無権限の主張

(1) 人が、同人が対価を得て処分する物品に関し、特許出願中である旨を表示し、かつ、次に掲げる事情があるときは、当該人は違反行為をしたものとし、本条の以下の規定に従うことを条件として、有罪判決により、15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。

(a) そのような出願はされていなかったこと、又は

(b) そのような出願は拒絶されていたか又は取り下げられていたこと

(2) (1) (b) は、表示が、その拒絶又は取下のときに始まり、かつ、前記の者がその表示をしない又はその表示の継続をしないようにするための措置をとることを可能にする合理的に十分な期間が満了する前に行われている場合は、適用しないものとする。

(3) (1) の適用上、「特許出願中」の語、又は特許出願中であることを表示若しくは暗示するものを押印、彫刻、刻印したか、又はそれ以外の形で適用した物品を対価を得て処分する者は、その物品について特許出願がされている旨の表示をしたものとみなす。

(4) 本条に基づく違反行為に対する訴訟においては、人が違反行為を防止するために当然の努力を払ったことを証明することは、同人にとっての抗弁とする。

第 66 条 「特許登録局」という名称の濫用

人が、その営業所に関して又は同人が発行する書類上又はそれ以外により、「特許登録局」の語、又はその営業所が特許登録局である、若しくは特許登録局と公式な関係があることを示唆する語を使用したときは、当該人は違法行為をしたものとし、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。

第 66A 条 無登録者が特許代理人として業務等を行うこと

人が、本法に基づいて登録されることなく、特許代理人として営業を行い、業務を行い、行動し、自己を記載し若しくは提示し、又は他人に記載させ若しくは提示させたときは、当該人は違法行為をしたものとし、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。[法律 A648:s. 31 による挿入]

第 67 条 会社による違反行為

(1) 会社によって行われた本法に基づく違反行為が、その会社の取締役、管理職、秘書役その他これに類する幹部、又はそのような資格で行動すると称する者の同意若しくは黙認の下に行われたか、又はこれらの者の怠慢に起因することが証明されたときは、会社のみならず、これらの者も違反行為をしたものとし、本法に規定したところに従い、訴追され、かつ、処罰されるものとする。

(2) 会社の業務がその構成員によって管理されているときは、ある構成員の管理機能に関連する行為及び怠慢に関しては、その者が会社の取締役であるものとして、(1)を適用する。

第XIV部 執行に関する権限

第 68 条 この部に基づく権限の行使に関する公務員の授権

- (1) 大臣は書面をもって、この部に基づく権限の行使を何れかの公務員に授権することができる。
- (2) 前記の公務員は、刑法〔法律 574〕の意味における公務員とみなす。
- (3) 公務員は、この部に基づく権限を行使する場合において、請求があったときは、当該公務員が行う本法に基づく行為の相手方に対し、大臣が同人に対して出した授権書を提示しなければならない。

第 69 条 逮捕権限

- (1) 授権公務員又は警察官が、何人かが違反行使をしている、しようとしている若しくは教唆していることを実際に知るか又はそのように認定した場合、又は、何人かが本法に対する違反行為をする、しようとする若しくは教唆することに従事したと合理的に疑う場合は、当該人を令状無しに逮捕することができる。ただし、当該人がその名称及び住所の提示を拒絶する若しくは実行しないこと、又は当該人が虚偽の名称及び住所を提示した、若しくは当該人に失踪の虞があると考える合理的な理由があることを条件とする。
- (2) 受権公務員又は警察官は、令状無しに逮捕をしたときは、不必要な遅滞なく、逮捕した者を最寄りの警察署に連行しなければならない。
- (3) 受権公務員又は警察官によって逮捕された者は、本人自身の保証金若しくは保釈金又は治安判事からの書面による特別命令に基づく場合を除き、釈放されないものとする。

第 70 条 令状による搜索

- (1) 何れかの治安判事にとって、宣誓による書面情報を基にし、かつ、当人が必要と考える調査を行った後、何れかの住宅、店舗、建物又は場所において、本法又はそれに基づいて制定される規則に違反する行為が行われていると考えるときは、その治安判事は、授権公務員又は警察官を指定した令状を出し、その受権公務員又は警察官に、昼夜を問わず、補助を得て又は補助を得ないで、その住宅、店舗、建物又は場所に立ち入り、そこで前記のとおりに行われていると疑われる違法行為に関する情報を含んでいる又は含んでいると疑われるすべての帳簿、計算書、書類その他の物件、又はその違法行為に関するそれ以外の物品を搜索し、かつ、差し押さえ又は写しをとる権限を与えることができる。
- (2) 受権公務員又は警察官は、そうすることが必要な場合は、次に掲げる行為をすることができる。
 - (a) 住宅、店舗、建物又は場所の外側又は内側のドアを破壊してそれを開き、その中に入ること
 - (b) 住宅、店舗、建物又は場所及びそのすべての部分に強制的に立ち入ること
 - (c) 同人が実行する権限を与えられている立入、捜査、差押及び除去の妨げになる物のすべてを強制的に排除すること、及び
 - (d) 住宅、店舗、建物又は場所の搜索が完了するまで、その中に居たすべての者を拘留すること

第 71 条 差押物件の一覧

受権公務員又は警察官は、この部に基ついて帳簿、計算書、書類その他の物件を差し押さえたときは、差し押さえた物件の一覧を作成し、同人の署名を付した写しをその構内に居る居住者又はその代理人若しくは使用人に直ちに引き渡さなければならない。

第 72 条 差押物件の返還

この部に基ついて帳簿、計算書、書類その他の物件について占有が行われた場合において、刑事訴訟が開始されないときは、受権公務員又は警察官は差押から 4 週間以内にその所有者に占有物を戻さなければならない。

第 73 条 調査権限

(1) 受権公務員又は警察官は、本法又はそれに基づいて制定される規則に基づき違反行為の実行を調査する権限を有する。

(2) 前記の違反行為の実行に関連する情報の提供又は帳簿、計算書、書類その他の物件の提出を、受権公務員又は警察官によって要求されて、これらを与える権限内にある者は何れも、その情報の提供又はその帳簿、計算書、書類その他の物件の提出についての法的義務を負うものとする。

第 74 条 証人尋問

(1) 第 73 条に基づいて調査をする受権公務員又は警察官は、その事件に関する事実及び事情を知っていると思われる者を口頭で尋問することができ、そのようにして尋問された者の陳述を文書にするものとする。

(2) 前記の者は、前記の官吏がその事件に関して行うすべての質問に答える義務を負うものとする。

ただし、これらの者は、質問であつて、それに対する応答が自己を刑事訴追又は刑罰又は剥奪にさらす虞があるものに対しては、応答を拒絶することができる。

(3) 本条に基づいて陳述をする者は、その陳述の全部又は一部が質問に対する回答として行われるか否かに拘らず、真実を述べる法的義務を負うものとする。

(4) (1) に基づいて人を尋問する受権公務員又は警察官は、尋問される者に対して最初に、(2) 及び(3)の規定を告げなければならない。

(5) 人が本条に基づいて行った陳述は、第 75 条に基づく警告が同人に対してされているか否かに拘らず、可能な限り文書にし、陳述者の署名又は場合により拇印を付すものとする。ただし、その前にその文書を、陳述者に対して陳述した言語で読み上げ、かつ、同人が希望するときは、それを訂正する機会を与えなければならない。

第 75 条 証拠としての陳述の容認

(1) 人が本法又はそれに基づいて制定される規則に基づく違反行為について告発された場合は、すべての陳述は、それが自白と同等のものであるか否か、又は口頭によるか書面によるか、当該人が告発される前か後の何れの時に行われたかに拘らず、かつ、第 74 条に基づいて行われる調査の過程でなされたか否かに拘らず、かつ、その全部又は一部が、受権公務員若しくは警部の階級若しくはそれ以上の警察官の質問に対する応答又はこれらの者による聴聞

の過程においてなされたか否かに拘らず、かつ、当該人に対する通訳が他の受権公務員、警察官又はその他の者によって行われたか否かに拘らず、当該人の審理において証拠と容認されるものとし、当該被告発人が証人となるときは、その陳述は、反対尋問において、及び、当該人の信用を弾劾する目的で使用することができるものとする。

ただし、

(a)前記の陳述は、次に掲げる事情があるときは、前記のように容認又は使用することができないものとする。

(i)裁判所にとって、その陳述が行われたのが、当局者からの、その告発手続に関連する誘導、脅迫又は約束に起因しているとみられ、かつ、裁判所の見解においては、その陳述をすることにより、被告発人に対する手続に関して同人が一時的性質の利益を得るか又は不利益を回避することになると考えるのが同人にとって合理的と思われる理由を与えるのに十分なものであると思われること

(ii)逮捕後に被告発人によってなされた陳述の場合は、裁判所が次に掲げる文言又は同趣旨の文言による警告が、同人に与えられていると認めていないこと

「私は義務としてあなたに警告するが、あなたには、発言する義務はなく、かつ、如何なる質問にも応答する義務はない。ただし、あなたが発言するすべてのことは、質問に対する応答であるか否かを問わず、証言とすることができる。」

(b)人が警告をされる前に行った陳述は、そのような警告がなされなかったことのみを理由として、証拠として認容できないものとはされないものとするが、ただし、その後できる限り速やかに当該警告がなされていることを条件とする。

(2)成文法に異なる趣旨の規定があつたとしても、(1)が適用される違反行為の被告発人は、前記の警告が同人になされた後においては、その事件に関する質問に応答する義務を負わないものとする。

第76条 搜索等に対する妨害

次に掲げる行為の何れかを行った者は、違法行為をしたものとし、有罪判決により3,000リングット以下の罰金若しくは1年以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。

(a)受権公務員又は警察官に対し、何れかの場所への接近を拒絶すること

(b)授権公務員又は警察官が、本法に基づいて、又は本法によって課せられた義務若しくは付与された権限の行使として行うことができる立入を執行するときに、それらに対して、暴行、妨害、阻止すること又は延滞させること

(c)合理的にみて当該人に要求することができ、当該人が提供する権限を有する情報について、その提供を拒否するか履行しないこと

第77条 訴追

本法に基づく違法行為の訴追は、公訴官により又はその書面による同意を得て行われる場合を除き、開始することができない。

第78条 下位裁判所の管轄権

(1)他の如何なる成文法の規定にも拘らず、下位裁判所は、本法の規定による違反行為を審理し、有罪判決に基づき、それに対する完全な処罰を課す権限を有するものとする。

(2) (1)の適用上、「下位裁判所」とは、刑事裁判所又は治安判事裁判所をいう。

第XIVA部 特許協力条約に基づく国際出願

第 78A 条 解釈

この部の適用上、用語の意味を次のとおりとする。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局及び、それが存続する限りにおいて、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)をいう。

「国際調査」とは、発明に関する先行関連技術を発見するために条約第 16 条に基づいて指定された国際調査機関により行われる調査をいう。

「国際段階」とは、国際出願の提出からその国際出願が国内段階に入るまでの期間をいう。

「国内段階」とは、第 780 条(1)に定める行為の出願人による実行から始まる期間をいう。

「国家」とは、条約の同盟国である国家をいう。

「特許(patent)」には、実用新案を含む。

「受理官庁」とは、国際出願が提出された国内官庁又は政府間機関をいう。

「選択官庁」とは、条約第 II 章に基づいて出願人によって選択された国の又はその国のために行動する国内官庁をいう。

「指定官庁」とは、条約第 I 章に基づいて出願人によって指定された国の又はその国のために行動する国内官庁をいう。

「国際予備審査」とは、条約第 32 条に基づいて指定された国際予備審査機関が、発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有すると認められるか否かの問題に関して行う、予備的なかつ拘束力のない審査をいう。

「条約」とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約をいう。

「国際出願」とは、条約に基づいて行われる特許出願をいう。[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78B 条 出願

この部の規定は、条約に基づいて行われる国際出願に適用する。[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78C 条 受理官庁としての特許登録局

特許登録局は、国際出願に係る受理官庁として行動する。[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78D 条 指定官庁としての特許登録局

特許登録局は、第 IVA 部及び第 VI 部に基づいて特許を取得する目的でマレーシアを指定する国際出願に係る指定官庁として行動する。[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78E 条 選択官庁としての特許登録局

出願人が国際予備審査の結果を用いることを意図する国としてマレーシアを選択する場合は、特許登録局は、その国際出願に係る選択官庁として行動する。[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78F 条 国際出願をする資格がある者

マレーシアの国民又は居住者は、第 23A 条に従い、国際特許出願を特許登録局にすることができる。[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78G 条 国際出願の提出

(1) 国際出願は、所定の様式による願書を、明細書、1 又は 2 以上のクレーム、図面がある場合は図面、及び条約で定める様式による要約を添えて特許登録局に提出することにより行うものとする。

(1A) 国際出願は、英語でなされなければならない。

(2) 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 国際出願が条約に従って処理されるべき旨の申立

(b) 発明の保護が求められている 1 又は複数の国の指定

(c) 出願人の名称、国籍及び居所

(d) 該当する場合は、出願人の代理人の名称及び営業所

(e) 発明の名称、及び

(f) 発明者の名称及び宛先

(2A) 国際出願日が認められた国際出願は、もし当該国際出願が本法による特許を得る目的でマレーシアを指定する場合は、本法に基づく特許出願の効果を有するものとする。また、その場合、国際出願日を、本法第 IVA 部及び第 VI 部で規定する出願日とみなす。

(3) [法律 A1264 : s. 6 による削除]

第 78H 条 [法律 A1264 : s. 7 による削除]

第 78I 条 [法律 A1264 : s. 8 による削除]

第 78J 条 [法律 A1264 : s. 9 による削除]

第 78K 条 国際出願の処理

条約が、国際出願の処理に関し、その出願の国際段階の間、適用されるものとする。

[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78KA 条 手数料

国際出願に際しては、条約で定める手数料及びその他の所定の手数を納付しなければならない。[法律 A1264 : s. 10 による挿入]

第 78L 条 国際調査機関

(1) 登録官は、官報での公告通知により、特許登録局に対してなされる国際出願に関して国際調査を行う権限を有する国際調査機関を指定しなければならない。

(2) 権限を有する国際調査機関が 2 以上あるときは、出願人は願書に、国際調査機関に関するその選択を表示しなければならない。

[法律 A1196:s. 5 による挿入]

第 78M 条 国際予備審査機関(1) 登録官は、官報での公告通知により、特許登録局に対してなされる国際出願に関して国際予備審査を行う権限を有する国際予備審査機関を指定しな

ればならない。

(2) 出願人は、当該出願に関して国際予備審査が行われるよう条約に基づく請求を行なうことができる。

[法律 A1264: s. 12 による挿入]

第 78N 条 国際出願の国際公開及びその効果(1) 指定官庁としてマレーシアを指定する国際出願の国際事務局による国際公開は、第 34 条に基づいて特許出願を公衆の閲覧に供するのと同じ効果を有するものとする。ただし、国際公開が特許登録局に送付され、同局がこれを受領することを条件とする。

(2) 特許登録局は、指定官庁としてマレーシアを指定する国際出願の国際公開を、できる限り速やかに、公衆の閲覧に供さなければならない。

第 780 条 国内段階への移行

(1) 国際出願において、本法に基づく特許を得る目的でマレーシアを指定する場合は、出願人は、優先日から 30 月以内に、

(a) 特許登録局に、英語による国際出願願書の写しを提出し、かつ、

(b) 所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 特許登録局は、優先日から 30 月が経過する以前に、(1) に基づき提出した国際出願を審査してはならない。

(3) (2) の規定にかかわらず、出願人が以下の要件を満たす場合には、特許登録局は、出願人の請求に応じて、優先日から 30 月が経過する以前に、国際出願を審査することができるものとする。

(a) 既に特許登録局に英語の国際出願願書を提出し、かつ、

(b) 第(1)項に定める手数料を納付した場合

(4) 出願人が第(1)項の要件を満たさない場合は、国際出願は本法に基づき取下げられたとみなされる。その場合、登録官は、出願人に当該国際出願が既に取下げられたことを通知しなければならない。

(5) 既に国内段階に移行した出願は、本法が定める要件を遵守しなければならない。

[法律 A1264 : s. 13 による改正]

第 780A 条 回復

(1) 第 780 条に基づき国際出願が取下げたとみなされた場合は、出願人は、下記の要件を満たす場合には、特許登録局に対し、書面により国際出願の回復を請求することができる。

(a) 特許登録局に英語による国際出願願書を提出し、同時に、第 780 条(1)に規定する手数料を納付する。

(b) 第 780 条(1)に規定する要件を満たせなかった理由を説明する書面陳述書、及びその理由を支持する宣言又はその他の証拠を提出し、かつ

(c) 所定の手数料を納付する。

(2) (1) に基づく申請は、下記のいずれかの期間が満了する前に提出しなければならない。

(a) 第 780 条第(1)項の要件を満たせなかった事由の解消日より 2 ヶ月、又は、

(b) 第 780 条第(1)項で定める期限の満了日より 12 ヶ月

(3) 特許登録局は、出願人が第 780 条(1)の要件を満たせなかったことを故意によるものではないと納得した場合は、出願人の国際出願に関する権利を回復するものとする。

(4) 特許登録局は出願人が第 780(1)条の要件を満たせなかったことを故意によるものではないと納得しない場合は、当該回復申請を拒絶する旨を出願人に通知し、かつ、出願人に対し、通知日より 14 日以内に当該拒絶に対する書面陳述を行う機会を与えなければならない。

(5) 特許登録局は、出願人による(4)の陳述を考慮したうえ、国際出願を回復するか、又は回復申請を拒絶するかを決定し、その決定を出願人に通知しなければならない。

第 78P 条 [法律 A1264:s. 15 による削除]

第 78Q 条 国際出願の国内出願への変更

(1) 以下の要件を満たす場合には、出願人は、特許登録局に対して、条約に基づき、拒絶又は宣言の正当性に対して審査するよう請求することができるものとする。

(a) 外国の受理官庁が

(i) 国際出願に対して出願日を付与することを拒絶し、

(ii) 国際出願が取下げられたとみなされる旨を宣言し、若しくは、

(iii) マレーシアの指定が取下げられたとみなされる旨を宣言した場合、又は、

(b) 国際事務局が、条約に定める期間内に国際出願願書の写しを受理しなかったため、国際出願が取下げられたとみなされる旨を宣言され、かつ、

(c) 国際出願に係る写しが既に特許登録局に提出された場合

(2) 特許登録局が(1)にいう拒絶又は宣言が過失又は不作為の結果であったと認める場合は、同局はその国際出願をそのような過失又は不作為が生じなかったものとして取り扱い、かつ、その出願を本法の規定に従った特許出願として取り扱うものとする。

第XV部 雑則

第 79 条 特許出願を補正する登録官の権限

(1) 登録官は、本法に基づいて制定される規則に従って特許出願人がする請求に基づき、出願人の特許出願又はその出願に関連して特許登録局に提出された書類を、誤記又は明白な錯誤を訂正する目的で、補正することができる。

(2) (1)に基づくすべての請求には、所定の手数料が添付されなければならない。

[法律 A863:s. 37 による代替]

第 79A 条 特許を補正する登録官の権限

(1) 登録官は、本法に基づいて制定される規則に従って特許所有者がする請求に基づき、誤記若しくは明白な錯誤を訂正する目的で、又は登録官が受け入れることができる他の理由で、その特許の明細書、クレーム又は図面を補正すること、又はその特許に関連する他の書類を補正することができる。

(2) 登録官は、補正が補正前に開示されていた事項を超える事項を開示する効果を有する場合又はその特許の付与の時に与えられた保護を拡大する効果を有する場合は、本条に基づく補正を行ってはならない。

(3) 登録官は、その特許の有効性が争点となりうる裁判所手続に係属している場合は、本条に基づく補正を行ってはならない。

(4) (1)に基づくすべての請求には、所定の手数料が添付されなければならない。

(5) (4)に拘らず、特許所有者は、特許登録局が発行した書類における錯誤又は誤記を訂正するための請求に関しては、当該所有者がその錯誤又は誤記を発生させたか又は起こしたものである場合を除き、手数料を納付する義務を負わないものとする。

第 80 条 前記以外の登録官の権限

(1) 登録官は、本法の適用上、次に掲げる行為をすることができる。

(a) 証人を召喚すること

(b) 宣誓に基づく証拠を受領すること

(c) 書類又は物品の提示を要求すること、及び

(d) 登録官に提起された手続の当事者に対する費用を変更すること

(2) 合法的理由なしに、(1) (a)、(b)及び(c)に基づいて登録官が行う召喚、命令又は指示を遵守しなかった者は違反行為をしたものとし、有罪判決により 2,000 リンギット以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁、又はこれらを併科されるものとする。

(3) 登録官が裁定した費用は、その支払が行われなかったときは、管轄権のある裁判所において、費用の負担を定められた者からの、費用の受け取りを認容された者への債務として回収することができる。

第 81 条 裁量権の行使

本法又はそれに基づいて制定される規則により裁量権が登録官に与えられている場合は、登録官は、その決定により不利な影響を受ける者に対して聴聞を受ける機会を与えること無しに、同人に対しその権限を行使してはならない。

第 82 条 期間の延長

第 27 条(1A), 第 29A 条(8)及び第 30 条(4)に従うことを条件として, 本法又はそれに基づいて制定される規則により, ある行為又は事柄がなされるべき期間が定められている場合は, 裁判所による別段の明示の指示があるときを除き, 登録官は, 所定の手数料の納付を受け, その期間満了の前又は後の何れにおいても, その期間を延長することができる。[法律 A648:s. 32, 法律 A863:s. 39 による改正]

第 83 条 特許登録局の過失を理由とする期間の延長

(1)次に掲げる理由, すなわち,

(a)当事者が制御できない事由, 又は

(b)特許登録局の側における過失若しくは行為,

によって, 特許出願又は本法に基づく手続(裁判所における手続を除く)に関する行為であって一定の期間内にすることを要求されているものが, その期間内にされなかったときは, 登録官は, その行為をするための期間を延長することができる。[法律 A863:s. 40 による改正]

(2)行為をするために要求されている期間は, その期間の満了後であっても, 本条に基づいて延長することができる。

第 83A 条 登録官による証明

登録官は, 本人が署名した書面により, 本法により又は本法に基づいて作成され若しくは行われるべき, 又は作成されるべきでない若しくは行われるべきでない記入, 事項又は事柄が, 既に作成され若しくは行われたこと又は場合により作成されていない若しくは行われていないことを証明することができ, また, 当該証明書は, そこに記載されている事が真実であることの一応の証拠となるものとし, かつ, すべての裁判所において証拠として認められるものとする。[法律 A863:s. 41 による挿入]

第 84 条 政府の権利

(1)本法に含まれる如何なる規定にも拘らず,

(a)国家の緊急事態が存在する場合, 又は, 国の安全, 栄養, 保健を主とする公共の利益若しくは政府が決定するその他国民経済の重大な分野の開発に要する場合, 又は

(b)司法又は関係当局が, 特許所有者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると裁決した場合は,

大臣は, 特許所有者の合意を得なくても, 大臣が指定する政府機関又は第三者が特許発明を実施することができる旨を決定することができる。

(2)特許所有者に対しては, 大臣の決定について, 合理的にできる限り早い時期に通知されるものとする。

(3)特許発明の実施は, それが許可された目的に限定されるものとし, かつ, 次に掲げる事項を考慮した, 当該実施に対する適切な報酬が特許所有者に支払われることを条件とする。

(a)決定において定められた大臣の許可の経済的価値, 及び

(b) (1) (b)に基づいて決定がされた場合は, 反競争的行為を是正することの必要性

(4)大臣は(3)に基づく決定を, 特許所有者及び他の利害関係人が聴聞を受けることを希望す

る場合はこれらの者を聴聞した後に、行うものとする。

(5) 半導体技術の分野における特許発明の実施は、次の条件の何れかに該当する場合に限り許可されるものとする。

(a) 公共の非商業的使用を目的とすること、又は

(b) 特許所有者又はその実施権者による特許発明の実施の態様が反競争的であると司法又は関係当局が裁決し、かつ、大臣が、その許可がそのような反競争的行為を是正すると認めたこと

(6) 前記の許可は、次に掲げる事項を排除するものではない。

(a) 特許所有者による、第 36 条(1)に基づくその権利の行使の継続、又は

(b) 第 X 部に基づく強制ライセンスの付与

(7) 第三者が大臣により指定された場合は、その許可は、同人の営業権若しくは事業、又は同人の営業権若しくは事業の内のその特許発明が実施されている部分と共にする場合に限り、移転することができる。

(8) 大臣が指定した政府機関又は第三者による発明の実施は、主としてマレーシア市場への供給のためのものでなければならない。

(9) 次に掲げる者から請求を受けた場合は、大臣は、その内の一方又は両方が聴聞を受けることを希望する場合は当事者を聴聞した後に、特許発明の実施を許可する決定の条件を、事情の変化により変更が正当化される範囲において、変更することができる。

(a) 特許所有者、又は

(b) 特許発明を実施することを許可された政府機関若しくは第三者

(10) 大臣は、特許所有者からの請求を受けた場合において、当事者の一方又は両方が聴聞を受けることを希望する場合は当事者を聴聞した後に、(1)に記載した大臣の決定をもたらした事情が消滅しており、再発の虞がないと認めたとき、又は大臣が指定した政府機関若しくは第三者が決定の条件を遵守しなかったと認めたときは、その許可を終了させるものとする。

(11) (10)に拘らず、大臣は、大臣が指定した政府機関又は第三者の正当な権利の適切な保護の必要性により、その決定の維持が正当化されると認める場合は、その許可を終了させないものとする。

(12) 特許所有者又は特許発明の実施を許可された政府機関若しくは第三者は、本条に基づく大臣の決定に対して裁判所に上訴することができる。

(13) 本条において、「政府機関」とは連邦政府又は州政府をいい、その政府の省を含む。

[法律 A1088:s. 11 による代替]

第 85 条 登録官による特許付与の拒絶

登録官はその権限の行使によって、本法に基づいて大臣が制定する規則に掲げられている製品又は方法に対して特許の付与を拒絶する権限を有するものとする。ただし、それに特許を付与することが国の利益又は安全を害することになると登録官が考える場合に限る。[法律 A648:s. 34 による改正]

第 86 条 特許代理人

(1) 特許代理人登録簿は、特許登録局で管理されるものとする。

(2) 何人も、当人が特許代理人登録簿に登録されている場合を除き、特許代理人として営業を

行い、実務を行い、行動し、当人を説明若しくは表示し、又は説明若しくは表示させてはならない。

(3) (2)にいう特許代理人の登録は、本法に基づいて大臣が規定する規則に従うものとする。

(4) 特許代理人の選任又は変更は、特許代理人登録簿に登録しなければ、第三者に対する効力を有さない。

(5) マレーシアに本拠も居所も有していない者は、特許代理人を経由する場合を除き、その者の特許に関し、本法の規定に基づく特許登録局に対する手続をすることができない。

[法律 A648:s. 35 による代替, 法律 A863:s. 43 による改正]

第 87 条 規則

(1) 本法の規定に従うことを条件として、大臣は、本法の規定を施行するための規則を制定することができる。

(2) 特に、かつ、(1)の概念を損なわずに、当該規則は、次に掲げる事項の全部又は一部について規定することができる。

(a) 本法に基づく登録官又は特許登録局に対する手続その他の事項(書類の送達を含む)に関連し、遵守すべき手続を規定すること

(b) 特許登録のために、方法(method)及び工程(process)を含め、物品を分類すること

(c) 特許その他の書類の複製を作成又は要求すること

(d) 大臣が適当と認める方法で、特許その他の書類の写しを発行、販売又は配布することを確保及び規定すること

(e) 特許出願のために納付されるべき手数料、及び本法に基づいて定められるその他の事項に対して納付されるべきそれ以外の手数料を定めること [法律 A863:44 による改正]

(f) 本法に基づいて使用すべき様式、帳簿、登録簿、書類その他の物件について規定すること

(g) 本法に基づいて明示して規定されているか否かに拘らず、特許登録局において行われる特許に関する業務に係る事項を全般的に規定すること

第 88 条 上訴

(1) 登録官又は公社の決定又は命令による被害者は、裁判所に上訴することができる。[法律 A1137:s. 14 による改正]

(2) (1)に基づいて行われる上訴には、民事に関する下級裁判所の判決に対する高等裁判所への上訴に対するのと同様の上訴手続規則を適用する。

第 89 条 廃止規定及び留保規定

1951年連合王国特許登録法 [法律 215], サラワクの特許条例 [サラワク Cap. 61], サバの連合王国特許登録条例 [サバ Cap. 124] 及び 1967年特許(政府の権利)法 [1967年法律 53] は、廃止する。[法律 A648:s. 36 による改正]

ただし、

(a) 廃止された法律に基づいて制定された従属法令は、それらが本法の規定に矛盾しない場合は、引き続き効力を有するものとし、かつ、本法に基づいて制定されたものとして効力を有するものとし、かつ、そのようなものとして廃止、延長、変更又は改正することができる。

(b) 廃止された法律又はそれに基づいて制定された従属法令に基づいて行われた任命は、大臣

が別段の指示をした場合を除き、引き続き効力を有するものとし、かつ、本法に基づいて行われたものとしての効力を有するものとする。

(c)特許に関して、廃止された法律に基づいて発行又は作成され、本法の施行直前において効力を有していた証明書又は付与書は、次に掲げる期限のうち、何れか早い方まで引き続き効力を有するものとする。

(i)原特許が連合王国において効力を有している間、又は

(ii)その出願日から 20 年の期間が満了するまで [法律 A863:s. 45 による代替]

第 90 条 経過措置

(1)出願が第 89 条に基づいて廃止された法律又は条令に基づいて行われている場合は、登録官は、その法律又は条令が廃止されていなかったものとして、その出願について証明書を発行すること又は付与書を作成することができ、かつ、当該証明書又は付与書は、次に掲げる期限のうち、何れか早い方まで引き続き効力を有するものとする。[法律 A863:s. 46 による改正]

(a)原特許が連合王国において効力を有している間、又は

(b)その出願日から 20 年の期間が満了するまで

(2)本法の施行前 24 月以内に、1977 年連合王国特許法に基づいて特許が付与されていたときは、その特許所有者は、本法の施行から 12 月の期間内に、証明書又は付与書を求める出願をすることができ、かつ、登録官は、第 89 条に基づいて廃止された法律又は条令が廃止されていなかったものとして、当該出願について証明書を発行し又は付与書を作成することができ、かつ、当該証明書又は付与書は、次に掲げる期限のうち、何れか早い方まで引き続き効力を有するものとする。[法律 A863:s. 46 による改正]

(a)原特許が連合王国において効力を有している間、又は

(b)その出願日から 20 年の期間が満了するまで

(3) [法律 A863:s. 46 による削除]

(4)本法の施行前に、特許出願が 1977 年連合王国特許法に基づいて行われていたか又は連合王国を指定国とする出願が欧州特許庁にされていたときは、その出願人は本法の施行から 12 月の期間内に、本法に基づき特許付与を求める出願をすることができ、かつ、当該出願には、連合王国においてそれに付与された出願日及び優先権が付与されるものとする。[法律 A648:s. 37 による挿入]

第1附則〔第7条〕〔法律A1137による削除〕

第2附則 [第17A条]

実用新案に適用される本法条項の修正

(1)本法条項	(2)修正
第3条	「権利」の定義において、「特許」及び「特許出願」を、それぞれ「実用新案証」及び「実用新案証出願」に代替する。
第13条	1. 「発明」を「実用新案」に代替する。 2. 「特許を受けることができる」を「実用新案証を受けることができる」に代替する。
第14条	同条を次の規定に代替する。 「第14条新規性」 (1)実用新案が先行技術により予測されないものであるときは、その実用新案は、マレーシアにおいて新規性を有する。 (2)先行技術は、次に掲げるものによって構成されるものとする。 (a)その実用新案をクレームする実用新案証出願の優先日前に、書面による公表、口頭の開示、使用又はその他の方法で公衆に開示されたすべてのもの〔法律A863:s. 47による改正〕 (b)(a)にいう出願より先の優先日を有する国内実用新案証出願の内容であって、その内容が前記国内出願に基づいて付与される実用新案証に包含されている場合のもの (3)(2)(a)に基づいて行われた開示は、それが次に掲げる条件に該当する場合は、無視するものとする。〔法律A863:s. 47による改正〕 (a)当該開示が出願日前1年以内に生じており、かつ、当該開示が出願人又はその前権利者が行った行為を理由としているか又はその結果であること (b)当該開示が出願日前1年以内に生じており、かつ、当該開示が出願人又はその前権利者の権利に対する濫用を理由としているか又はその結果であること
第16条	「発明」を「実用新案」に代替する。〔法律A1088:s. 12による挿入〕
第V部 (下記の別段の規定によるものを除く)	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「発明者」を「考案者」に代替する。 3. 「発明」を「実用新案」に代替する。 4. 「ある発明」を「ある実用新案」に代替する。
第19条	同条を次の規定に代替する。 第19条実用新案証出願又は実用新案証の裁判による譲渡 実用新案の主要部であって、 (a)実用新案証出願、又は (b)実用新案証、 においてクレームされているものが、特許又は実用新案証を受ける権利が他人に属する発明又は実用新案から不法に取得されたものであるときは、当該他人は裁判所に対し、前記の出願又は証明書が同人に譲渡されるべき旨の命令を出すよう請求することができる。 ただし、裁判所は、前記証明書の付与日から3年が経過した後においては、実用新案証の譲渡請求を受理してはならない。」
第VI部 (下記の別段の規定によるものを除く)	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「発明者」を「考案者」に代替する。 3. 「発明」を「実用新案」に代替する。 4. 「特許出願」を「実用新案証出願」に代替する。
第28条	(1)(d)において、「1又は複数のクレーム」を「クレーム」に代替する。

第 29 条	[法律 A863:s. 47 による削除]
第 31 条	1. (2)において, (a)-(b) [法律 A1137:s. 16 による削除] (c) (a)における, 「特許付与証明書及びその特許の謄本」を「実用新案証」に代替する。 (d) (b)を次の号に代替する。 「(b)登録官に対し, その実用新案証を実用新案証登録簿に記録するよう指示すること」 2. [法律 A1137:s. 16 による削除]
第 32 条	1. 「特許登録簿」を「実用新案証登録簿」に代替する。 2. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 [法律 A863:s. 47 による代替]
第 33B 条	「特許付与証明書」を「実用新案証」に代替する。[法律 A863:s. 47 による挿入]
第 34 条	「特許出願」を「実用新案証出願」に代替する。
第 35 条	同条を次の規定に代替する。 第 35 条実用新案証の存続期間 (1)実用新案証の存続期間は, それに係る出願の出願日から 10 年とする。[法律 A1088:s. 12 による代替] (1A) (1)を害することなく, かつ, 本法の他の規定に従うことを条件として, 実用新案証は, 実用新案証が発行された日に付与されたとみなし, かつ, 効力を生じるものとする。[法律 A1088:s. 12 による挿入] (2) (1)に拘らず, 実用新案証の所有者は, (1)にいう 10 年期間の満了前に 5 年の追加期間を求める延長申請をすることができ, かつ, 第 2 期の 5 年期間の満了前に, 更なる 5 年期間の延長を申請することができる。[法律 A1088:s. 12 による改正] (3) (2)に基づく延長申請書には, それに係る実用新案証所有者の宣誓供述書であって, その実用新案がマレーシアにおいて商業上若しくは工業上使用されていることを示すもの, 又はその不使用を満足できるように説明するものを添付しなければならない, かつ, 所定の年金も添付しなければならない。 (4)実用新案証所有者がその証明書の効力を維持しようとするときは, 当該証明書の存続期間内の第 3 年及び各後続年の満了日前 12 月以内に, 所定の年金を納付しなければならない。 ただし, 所定の割増料金を納付することを条件として, 前記満了日後 6 月の猶予期間が認められるものとする。 (5)年金が(4)に従って納付されなかったときは, その実用新案証は消滅するものとし, かつ, 年金の不納による実用新案証消滅の通知を官報に公告するものとする。[法律 A863:s. 47 による挿入]
第 VII 部 (下記の別段の規定によるものを除く)	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「特許発明」を「証明書を付与された実用新案」に代替する。 3. 「特許出願」を「実用新案証出願」に代替する。 4. 「発明」を「実用新案」に代替する。
第 37 条	1. (2)において, (a) (iii)の末尾のセミコロンをピリオドに代替する。 (b) (iv)を削除する。 2. (5)において, 「第 51 条及び第 52 条に定める強制ライセンスに関する規定により」を削除する。[法律 A863:s. 47 による代替]
第 38 条	(1)において,

	(a)第1ただし書末尾のセミコロンをピリオドに代替する。 (b)第2ただし書を削除する。
第VIII部	1. 「特許出願又は特許」を「実用新案証出願又は実用新案証」に代替する。 2. 「特許出願又は特許」を「実用新案証出願又は実用新案証」に代替する。 3. 「特許出願」を「実用新案証出願」に代替する。 4. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 5. 「特許発明」を「証明書が付与された実用新案」に代替する。
第IX部	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「発明」を「実用新案」に代替する。 3. 「特許発明」を「証明書が付与された実用新案」に代替する。 4. 「特許出願」を「実用新案証出願」に代替する。
第XI部 (下記の別段の規定によるものを除く)	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「発明」を「実用新案」に代替する。
第55条	(2)及び(3A)を削除する。
第56条	1. (2)(a)を次の規定に代替する。 「(a)実用新案証において実用新案としてクレームされているものが、第17条の意味における実用新案でないこと、又は第13条若しくは第31条(1)に基づいて保護から除外されていること」 2. (3)において、「複数のクレームの内一部のクレーム又は1のクレームの内一部の部分、該当するクレーム又は1のクレームの内該当する部分」を「1のクレームの内一部の部分、1のクレームの内該当する部分」に代替する。
第XII部 (下記の別段の規定によるものを除く)	「特許」を「実用新案証」に代替する。
第59条	(3)において、「5」を「2」に代替する。
第61条	(1)を次の規定に代替する。 「(1)本条の適用上、「受益者」とは実施権者をいう。ただし、ライセンス契約が本項の規定を適用しない旨を規定しているか又は異なる規定を定めている場合を除く。」
第62条	1. (3)において、「(3)」の後の「(a)」を削除する。 2. (3)(b)を削除する。
第XIII部 (下記の別段の規定によるものを除く)	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「特許製品」を「実用新案証が付与された製品」に代替する。 3. 「発明」を「実用新案」に代替する。
第64条	1. (1)において、「特許製品又は特許方法」を「実用新案証が付与された製品又は方法」に代替する。 2. (2)において、「「特許」又は「特許されている」の語、又は」を削除する。
第XV部 (第86条を除く)	1. 「特許」を「実用新案証」に代替する。 2. 「発明」を「実用新案」に代替する。 3. 「特許」を「実用新案証」に代替する。
第86条	(5)において、「その者の特許」を「その者の実用新案証」に代替する。

[法律 A648:s. 39 による挿入]

注記：留保規定 [法律 A1137]

基本法の改正は、基本法に基づいて指定日前に行われた予備審査、実体審査請求若しくは修正実体審査請求、特許出願若しくは実用新案証出願、又は付与された特許若しくは場合により実用新案証に影響を及ぼすものでなく、また、改正された規定を、その規定がそのように改正されたものではないものとして、前記の審査、請求、出願又は付与の内の該当するものに適用する。[法律 A1137:s. 17]

改正一覽(省略)